



ガラスバッジサービス 取扱説明書

お取り扱い上のご注意

ガラスバッジサービスをご利用される前に、この取扱説明書をよくお読みいただき、正しくご使用ください。

また、この取扱説明書はいつでも見られるようお手元に置いて、解からないことがあったときにお役立てください。

- ご使用いただく線量計は、出荷に際しましては十分なチェックを行い、万全を期しております。万一、ご使用前にお気付きの点などがございましたら、ガラスバッジ専用お問い合わせ番号または最寄りのガラスバッジ担当事務所までご連絡ください。
- 取扱説明書の内容の全部または一部を、弊社に無断で転載、あるいは複製することはお断りいたします。
- 取扱説明書の内容は、技術の向上や改良のため、予告なく変更することがあります。
- ガラスバッジサービスに関するご相談・ご要望は、ガラスバッジ専用お問い合わせ番号または最寄りのガラスバッジ担当事務所にて承っております。
(「お問い合わせ先」参照)

ホームページURL : <https://www.c-technol.co.jp/>

目次

1. ガラスバッジサービスについて

1. ガラスバッジサービスとは	2
ガラスバッジサービスフロー	2
契約期間とは	3
2. 線量計とは	4
弊社からお届けするもの	5
3. 線量計の装着	7
ガラスバッジのラベル表示	7
ガラスバッジの装着部位	8
ガラスバッジのアイコン・装着部位	8
ガラスリングのラベル表示	9
ガラスリングの装着部位	9
ガラスリングの装着サイズ	9
DOSIRISのラベル表示	9
環境用ガラスバッジの取付	9
4. 線量計のお届けと保管	10
線量計お届けの形状	10
お届けのご案内	10
線量計の保管	11
GBキャリアと発送トレイ・その他の保管	11
交換	11
5. 測定依頼	12
測定依頼の方法	12
測定依頼時の注意事項	14
測定依頼票の記入見本	15
6. 報告書の見方	16
個人線量算定値報告書	16
個人線量測定値報告書	17
個人用報告書	18
個人線量算定値管理票	19
個人線量測定値管理票	20
環境線量測定報告書	21
7. 報告書等の取扱	22
評価・認定	22
「個人線量算定値報告書」「個人線量測定値報告書」（作業管理用）の取扱	22
「個人用報告書」（個人配付用）の取扱	23
「個人線量算定値管理票」「個人線量測定値管理票」（保管用）の取扱	23



「環境線量測定報告書」（作業管理用・施設管理用）の取扱	24
「放射線管理レポート」の取扱	25
8. 個人線量の求め方	26
実効線量とは	26
等価線量とは	26
外部放射線の種類と1cm線量当量・70 μ m線量当量・3mm線量当量と実効線量および等価線量との関係	27
線量限度	27
身体区分	28
被ばく状況と線量計の装着部位	28
実効線量・等価線量の求め方	30
9. ガラスバッジWebサービス	31
サービス内容	31
追加	32
中止	32
休止	32
名義変更	32
変更	32
10. オプション商品	33
放射線業務従事者個人管理システム「ACEGEAR NEO」	33
速報サービス	33
24時間報告	33
0.01mSv単位報告	34
ジーガード	34
その他	34


2. 各線量計の取扱について

1. ガラスバッジとガラスリングおよびDOSIRISの構成／種類	36
ガラスバッジの構成	36
ガラスリングの構成	36
DOSIRISの構成	36
線量計の種類	37
コントロール用線量計について	38
DOSIRISの装着について	39
2. 線量計取扱上のご注意	42
3. 測定不能となる条件	45

3. 付 録

1. Q&A	47
ガラスバッジ送付時のフィルム袋（ピロー包装）が破れて届いたとき	47
ガラスバッジのビニール（シュリンク包装）について	47
装着部位を誤ったとき	47
交換日がずれたとき	48
回収が遅れたとき	48
使用しなかったとき	48
紛失したとき	49
紛失した線量計が発見されたとき	49
落としたとき	49
ガラスバッジが壊れたとき	49
回収が一度にできないとき	49
線量計の返却をしなかったとき	50
「ガラスバッジご返却のお願い」の案内が届いたとき	50
汚染させたとき	50
洗濯したとき	51
報告書について	51
個人情報保護について	53
2. 個人放射線被ばく線量測定サービス規約	54
3. 環境線量測定サービス規約	57

お問い合わせ先



1

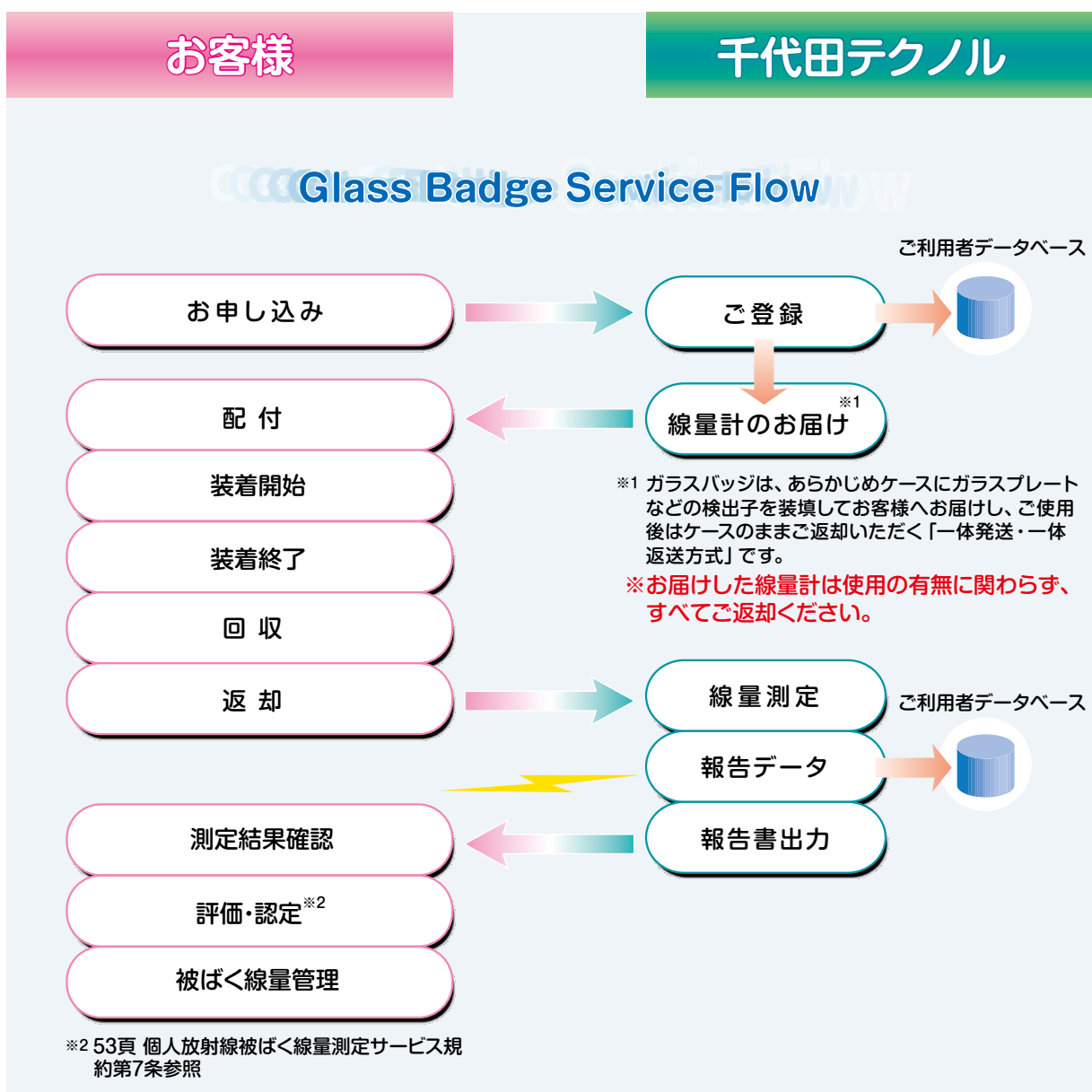
ガラスバッジ
サービスについて

1

ガラスバッジサービスとは

ガラスバッジサービスには、個人用と環境用があります。「個人放射線被ばく線量測定サービス規約」または、「環境線量測定サービス規約」に基づき、弊社からお届けしたガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRIS（以下「線量計」という）をご使用者が一定期間使用し（環境用線量計の場合：あらかじめ設定した場所に一定期間取り付け）、この線量計の受けた放射線の量から弊社が測定値などを求め、結果をお客様にご報告するサービスです。

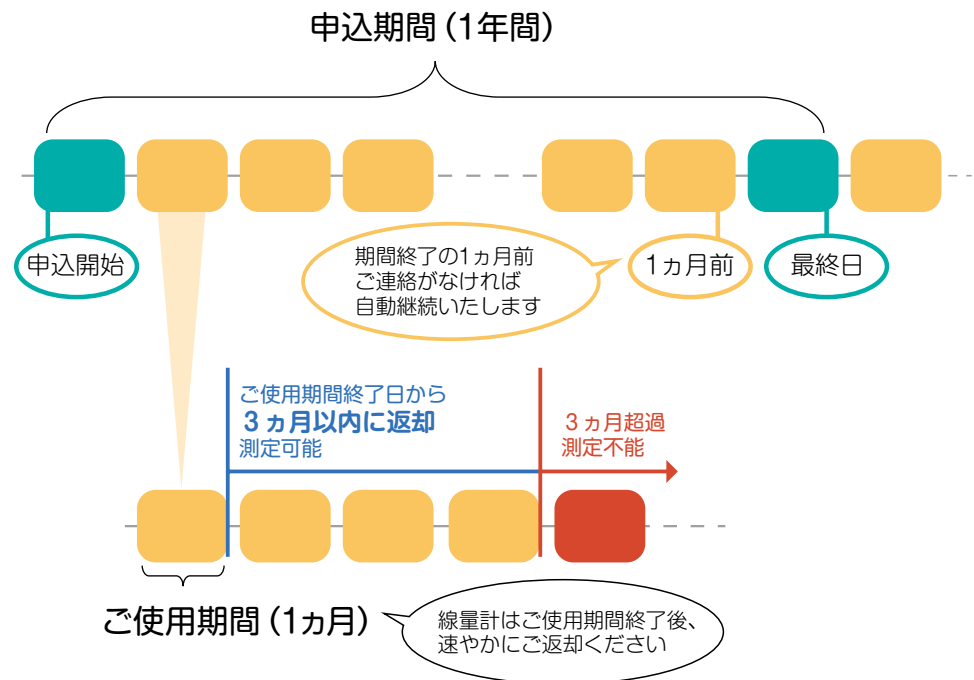
ガラスバッジサービスフロー



契約期間とは

契約期間とは、「申込書」にてお申し込みいただいた期間です。

- 申込期間：申込開始日から1年間です。
- 責任期間：申込期間における最終使用期間の報告書を弊社が発送した時点、または申込期間の最終日から3ヵ月経過した時点のいずれか早い時点までです。
- 測定可能な期間：使用期間終了日から3ヵ月以内です。3ヵ月を超過した場合は「E」（エラー）となります。
- 自動継続：一度お申し込みいただきますと、申込期間の最終日の1ヵ月前までに別段のお申し出がない場合には、次の申込期間へ自動的に継続させていただきます。



- ご使用期間終了後、3ヵ月を経過した後、ご返却いただいた線量計は測定不能「E」となります。
- ご使用期間終了後3ヵ月以内にご返却いただけなかった線量計は紛失したものとみなし、実費請求させていただきます。

2

線量計とは

線量計は、ケースと検出子の組み合わせでできています。線量計には、放射線の減弱効果が異なるフィルタがいくつか組み込まれています。線量計に放射線が当たると、検出子の各部分はフィルタの減弱効果に応じた感度を示します。この感度を用いて各フィルタ位置の検出子を示す感度の差や比率から、線量計に入射した放射線の種類やエネルギーを判別し、線量などを測定します。



ガラスバッジ



ガラスリング



DOSIRIS



- 検出子とは、放射線に感度がある物質のことを指しており、ガラスプレート、CCR-P（プラスチック固体飛跡検出器）などがあります。

弊社からお届けするもの

お申し込みをいただいた後、次のものをお送りいたします。

● 線量計



ガラスバッジ



ガラスリング



DOSIRIS

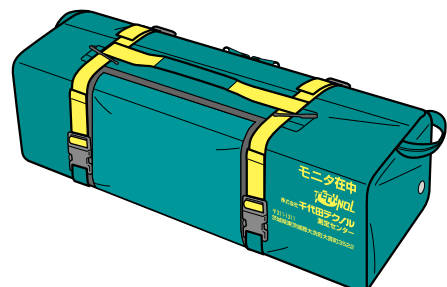
● お届けのご案内・測定依頼票

<p>113-8681 東京都文京区湯島1-7-12 千代田お茶の水ビル 千代田テック診療所 千代田 太郎 様</p> <p>21 a S1 D 2099/09/01 - 2099/09/30 035-0448-00A-3 お届けのご案内</p> <p>平素より格別のご愛顧お引き立てを賜り、まことにありがとうございます。新しいご使用期間分の線量計を次のとおりお届けします。内容に間違いがありましたらお問い合わせ先までご連絡をお願い致します。 2099年10月01日 ご使用開始日分に対するご使用者の変更につきましては、09月05日までご連絡いただけますと変更後の内容でお届けすることができます。</p> <p>お客様コード 110-0011-011 グループ名 放射線科 ご使用期間 2099年09月01日 - 2099年09月30日 商品別個数 ガラスバッジ広範囲用 (FS型他) 5個 (コントロールガラスバッジ 2個)</p> <p>ケースの種類別個数 ガラスバッジ 7個</p> <p>お届けのご案内については、裏面の記載項目の説明をご覧ください。 ご注意 *ガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISのラベル(シロリング包装)は剥がさないでご使用ください。 *ご使用済みのガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISは速やかに測定依頼書へお返しくください。 *ご使用にならなかったガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISも必ずご返却ください。 *ご使用期間終了日から3ヶ月を経過して測定依頼をされた場合は、測定不能となります。ご了承ください。 *ご使用期間終了日から3ヶ月経過後でも測定依頼がない場合は、紛失されたものとみなし、ガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISの所定料金のご請求が発生します。</p> <p>●ご使用者の追加・変更に関するお問い合わせは 測定センター(フリーダイヤル) 電話: 0120-505-997 FAX: 0120-995-204 ●ご契約に関するお問い合わせは 担当営業所: 電話:</p>	<p>作成日 2099年08月15日 帳票番号 MH404-20140815-00003</p> <p>株式会社千代田テック 測定センター 〒311-1311 茨城県茨城郡大洗町大貫町3522</p> <p>使用期間の色 (青)</p> <p>株式会社千代田テック 行 測定依頼票 ガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISの測定依頼します。 事業所名 千代田テック診療所</p> <p>部署名 放射線科 担当者名 千代田 太郎 様 電話番号 03-3816-5210</p> <p>ご使用期間 2099/09/01 - 2099/09/30</p> <p>*測定依頼される際には、返却されるガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISの個数をご記入くださいますようお願いいたします。</p> <p>返却前(コントロール)ガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISを必ず記入欄(X線用ガラスバッジ)には、コントロールガラスバッジはあてません。</p> <table border="1"> <tr> <th>ガラスバッジ</th> <th>ガラスリング</th> <th>DOSIRIS</th> </tr> <tr> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> </table> <p>ご担当者</p> <p>測定依頼書 記入説明 ○返却個数(コントロールガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISを含む)記入欄 *ご返却されるガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISの個数をご記入ください。 ○ご担当者 個数をご記入された方のお名前をご記入(または捺印)ください。 ○ご注意 ガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISを特別な環境、もしくは特別な条件下で使用された時に記入ください。なお、ご使用者の変更によって特別に測定結果変更連絡書、またはご使用者変更連絡用紙等にご記入ください。</p> <p>担当営業所:</p>	ガラスバッジ	ガラスリング	DOSIRIS	個	個	個
ガラスバッジ	ガラスリング	DOSIRIS					
個	個	個					

● 返信用封筒



返信用封筒 (郵送の場合)



GB キャリー (宅配便の場合)

- 赤丸の数字項目は、毎回お送りするものです。

1 線量計



● お申し込みいただいた線量計をお届けいたします。



2 コントロール用線量計*



● 広範囲用・中性子広範囲用ガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISに対しては、コントロール用線量計*をお届けします。
X線用ガラスバッジ：線量計型式「FX」型は除きます。

3 お届けのご案内・測定依頼票



● 1部お届けします。
測定依頼時には測定依頼票を切りはなして線量計と一緒にご返送ください。

4 発送トレイ



● 線量計の収納容器です。

5 測定依頼用の返信封筒または測定依頼用の宅配伝票



● 装着終了後に線量計をご返却いただく際の返信用封筒です。お届けが宅配便のときは、宅配伝票と結束バンド（GBキャリアのファスナー固定用）をお届けします。

6 FBNews（放射線安全管理総合情報誌）



● 線量計と同封し、月1回お届けします。

7 FBNews用ファイル



● 初回にFBNews保存・閲覧用のファイルを1冊お届けします。

8 ガラスバッジサービスご利用ガイド



● 初回に1冊お届けします。

*コントロール用線量計とは、バックグラウンド（自然放射線）の値を引くためのものです。人工放射線量の影響のない常温常湿の場所に保管してください。（38頁参照）

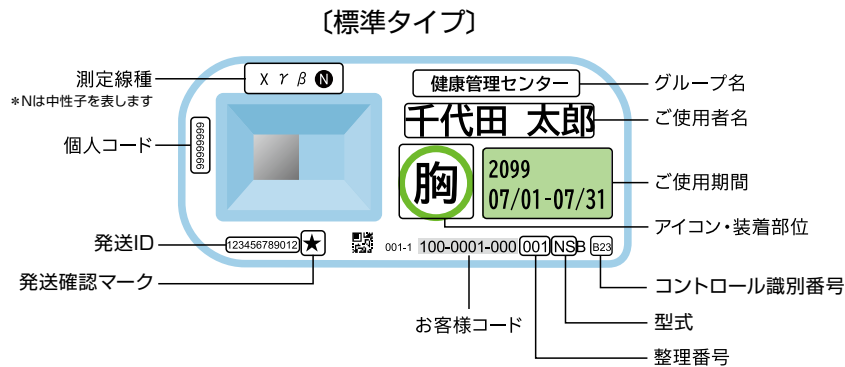
3

線量計の装着

個人用線量計の装着、環境用線量計の取り付けについて説明します。

ガラスバッジのラベル表示

線量計ラベルには、お申し込みいただいたご使用者の氏名・装着部位・使用期間・測定可能線種が印字されています。ラベル表示をご確認のうえ、お間違えのないように装着してください。



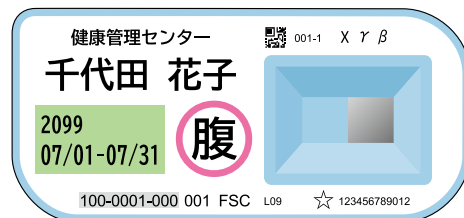
- ガラスバッジは、ご使用期間表示部分の色がご使用期間毎に変わります。
- ガラスバッジのラベル印字方向は、3種類あります。ご指定のない場合は、標準タイプとなります。

● ラベルの印字方向

〔縦タイプ〕










〔リバースタイプ〕



ガラスバッジの装着部位

装着部位は、お申し込みいただいた内容で設定しております。

ラベルに表示する装着部位	実際に装着する部位	ラベルの色アイコン
頭部	頭部または頸部	イエローのラベル 
胸部	胸部または上腕部	
腹部	腹部または大腿部	

均等被ばくの場合の線量計装着部位	不均等被ばくの場合の線量計装着部位
<p>男性は胸部、女性は腹部に装着します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>男性</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>女性</p>  </div> </div>	<p>防護衣等を使用して不均等に放射線を受ける場合は、均等被ばくの場合に加え、他に被ばくする部位（頭や指等）にも装着します。</p> <p>男性の場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>末端部被ばくの場合</p>  <p>体幹部（頭部および頸部を除く）を覆う防護衣を着用した場合</p> </div> <div style="width: 45%;">  <p>眼の水晶体被ばくの場合</p>  <p>頭頸部に装着</p>  <p>防護衣の内側に装着</p>  </div> </div>

ガラスバッジのアイコン・装着部位

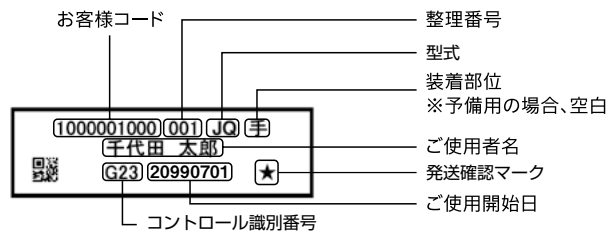
アイコンと文字で装着部位を表示しています。予備用の場合は表示されません。

				
頭部(イエローの○)	胸部(グリーン色の○)	腹部(ピンク色の○)	環境用	装着禁止
			環境用	コントロール

※コントロールは、X線用ガラスバッジ（FX型）の時には付きません。
線量計の種類（37頁参照）

ガラスリングのラベル表示

ガラスリングのラベル表示をご確認のうえ、お間違えのないように装着してください。



ガラスリングの装着部位

装着部位は、お申し込みいただいた内容で設定しております。



ラベルに表示する装着部位	実際に装着する部位
手	指 (左右どちらの手も可)
右手	右手の指
左手	左手の指

※滅菌したガラスリングを交互に使用する場合

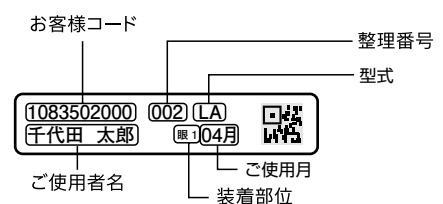
ガラスリングを滅菌処理して使用する場合、装着部位（手）に対してご使用期間内に二つまでガラスリングを設定することができます。使用したガラスリングを滅菌中に、もう一つのガラスリングを使用することができ、交互に使用することができます。この場合、このご使用期間のガラスリングの測定値は、二つのガラスリングの測定値を合計して報告いたします。

ガラスリングの装着サイズ

フリーサイズです。指輪サイズ7号～30号に対応しています。

外形寸法	X・γ線用	β線用
(幅) 12.8mm × 外径 20.7mm	JQ	JS

DOSIRISのラベル表示



環境用ガラスバッジの取付

ご使用期間中は、常時一定の場所に環境用ガラスバッジをお取り付けください。お取り付けに際しては、取付用具をオプションでご用意しております。

4

線量計のお届けと保管

線量計お届けの形状

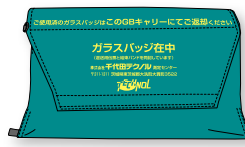
線量計は、フィルム袋（ピロー包装）、GBキャリー（小、中、大、特大）に入れてお届けいたします。

< 郵送の場合 >

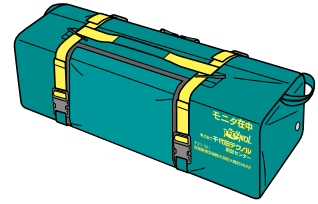


フィルム袋
(ピロー包装)

< 宅配便の場合 >



GB キャリー
(小)



GB キャリー
(中・大・特大)

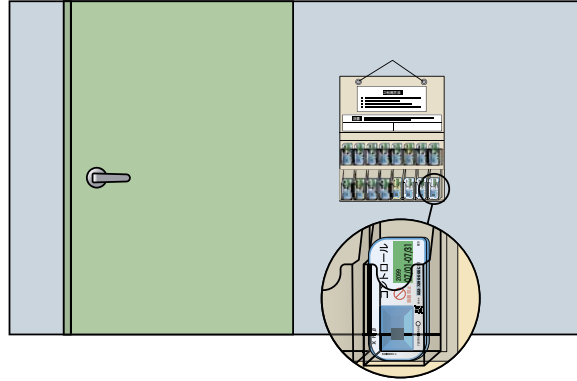
お届けのご案内

線量計をお届けする際に、毎回「お届けのご案内」を同封しています。線量計がお申し込みのとおり（個数など）に届いているか、必ずご確認ください。

113-8681 東京都文京区湯島1-7-12 千代田お家の水ビル 千代田テクノル診療所 千代田 太郎 様	作成日 2099年08月15日 帳票番号 MH004-20140815-00003	株式会社千代田テクノル 行
株式会社千代田テクノル 測定センター 〒311-1-1311 茨城県東茨城郡大洗町大貫町3522	測定依頼票	ガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISの測定を依頼します。
21 a S1 D 2099/09/01 - 2099/09/30 035-0448-00A-3	使用期間の色 (青)	事業所名 千代田テクノル診療所
お届けのご案内	お客様コード 110-0011-011	部署名 放射線科
平素より格別のご愛顧お引き立てを賜り、まことにありがとうございます。新しいご使用期間分の線量計を次のとおりお送りします。内容に間違いがありましたらお問い合わせ先までご連絡をお願い致します。	グループ名 放射線科	担当名 千代田 太郎 様
2099年10月01日 ご使用開始日分に対するご使用者の変更につきましては、09月05日までご連絡いただけますと変更後の内容でお届けすることができます。	ご使用期間 2099年09月01日 - 2099年09月30日	電話番号 03-3816-5210
商品別個数 ガラスバッジ広範囲用 (FS型他) 5 個 (コントロールガラスバッジ 2 個)	ケースの種類別個数 ガラスバッジ 7 個	ご使用開始 2099/09/01 - 2099/09/30
※ご使用開始日より3ヶ月経過しても測定依頼がない場合は、消失されたものとみなし、ガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISの所定料金のご請求が発生します。	測定依頼票 記入説明	※測定依頼される際には、返却されるガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISの個数をご記入ください。必ずお読みください。
●ご使用者の追加、変更に関するお問い合わせは 測定センター (フリーダイヤル) 電話: 0120-506-997 FAX: 0120-995-204	測定依頼票 記入説明	※測定依頼される際には、返却されるガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISの個数をご記入ください。
●ご契約に関するお問い合わせは 担当営業所: 電話: 〇〇〇	測定依頼票 記入説明	※測定依頼される際には、返却されるガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISの個数をご記入ください。
035-0448-00A-3 00003	測定依頼票 記入説明	※測定依頼される際には、返却されるガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISの個数をご記入ください。
H306-03/11 23.6 MEH (TF)	測定依頼票 記入説明	※測定依頼される際には、返却されるガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISの個数をご記入ください。
035-0448-00A-3	測定依頼票 記入説明	※測定依頼される際には、返却されるガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISの個数をご記入ください。

線量計の保管

線量計を身体に装着していないときは、コントロール用線量計と一緒に人工放射線の影響のない常温常湿の場所に保管してください。(線量計型式コード「FX」は除く) 環境用線量計は、ご使用期間中は設定した場所に取り付けたままとしてください。



GBキャリアと発送トレイ・その他の保管

測定依頼時には、下記のものが必要です。大切に保管してください。

- ・測定依頼票 (お届けのご案内)
- ・発送トレイ

[郵送の場合]

- ・返信用封筒

[宅配の場合]

- ・GBキャリア、測定依頼用宅配伝票、結束バンド

交換

ご使用期間終了後、速やかに次の使用期間の線量計に交換してください。ガラスバッジはご使用期間表示部分の色、ガラスリングはリングケースの色、DOSIRISはラベルの色がご使用期間毎に変わります。

色	DOSIRIS	ガラスバッジ	ガラスリング
青			
黄			
緑			
赤			
橙			
紫			

5

測定依頼

測定依頼の方法

①使用期間の終了した線量計の回収

ご使用期間が終了した線量計を速やかに回収し、保管していた発送トレイに収納してください。

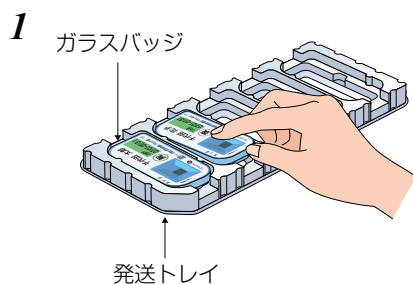
②コントロール用線量計の回収

回収した線量計と同じ期間のコントロール用線量計を発送トレイに収納してください。
(X線用ガラスバッジ：線量計型式「FX」型は除きます。)

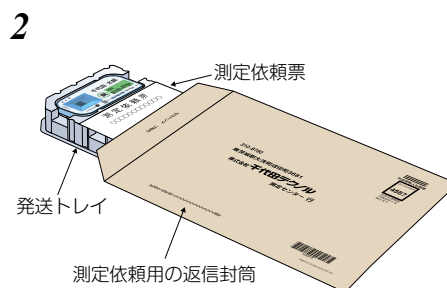
③測定依頼票の記入

回収した線量計と同じ使用期間の「お届けのご案内」より、測定依頼票を切りはなし「返却個数記入欄」に線量計の個数をご記入ください。
(測定依頼票の記入見本をご参照ください。15頁参照)

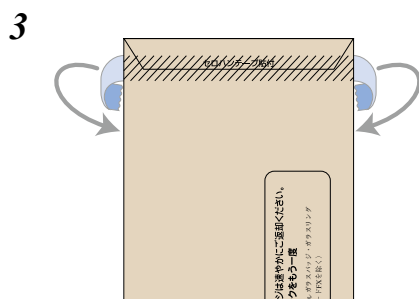
郵送の場合



線量計は、毎回所定の発送トレイに収納してお届けします。ご返却の際は、必ず発送トレイに収納してください。

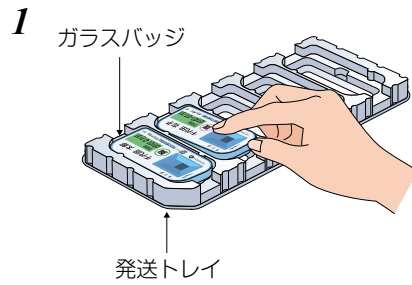


測定依頼用の返信封筒には線量計を収納した発送トレイと測定依頼票を必ず同封してください。

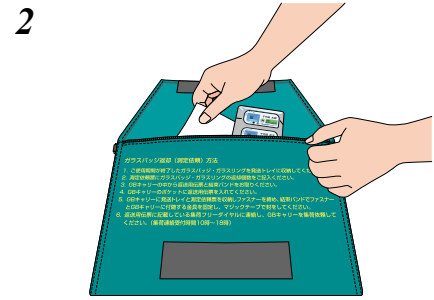


返信封筒の「セロハンテープ貼付」と書かれた場所に、封筒を巻き込むようにセロハンテープを貼り付けてください。
ホチキスの使用は、線量計が傷ついたり、完全に封ができない場合がございますので、避けてください。

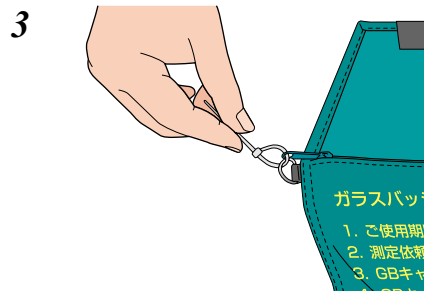
宅配便の場合（小）



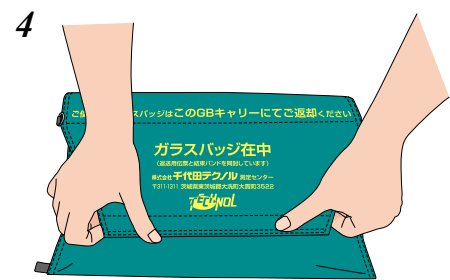
線量計は、毎回所定の発送トレイに収納してお届けします。ご返却の際は、必ず発送トレイに収納してください。



GBキャリアに発送トレイと測定依頼票を収納し、ファスナーを閉めてください。

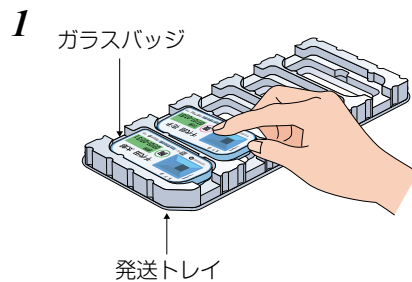


結束バンドでファスナーとGBキャリアに付随する金具を固定してください。

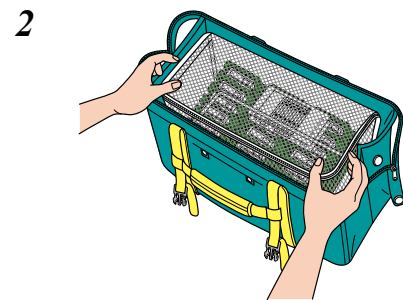


マジックテープで封をし、取り出しておいた測定依頼用宅配伝票をGBキャリアの外側のポケットに入れてください。

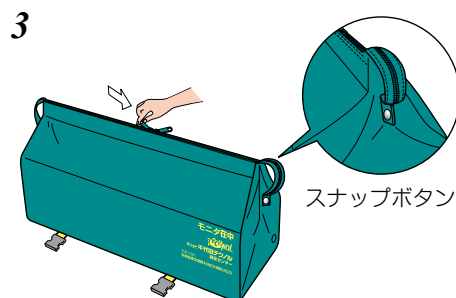
宅配便の場合（中・大・特大）



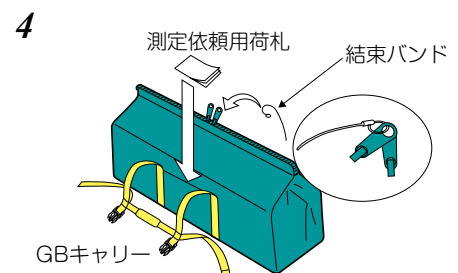
線量計は、毎回所定の発送トレイに収納してお届けします。ご返却の際は、必ず発送トレイに収納してください。



内袋に発送トレイと測定依頼票を収納し、内袋のファスナーを閉めてください。



GBキャリアのファスナー両端にあるスナップボタンをマチ部分に折り込むように留めてから、左右のファスナーを閉めてください。



結束バンドでファスナー同士を固定してください。取り出しておいた測定依頼用宅配伝票をGBキャリアの外側のポケットに入れてください。

測定依頼時の注意事項



- 線量計を特別な環境、もしくは特別な条件の下でご使用されたときは、「測定依頼票」の通信欄に該当する方の「お客様コード」「整理番号」「お名前」をご記入ください。



- 今回1回限り、ご使用された方やご使用期間に変更があった場合は、必ず「測定依頼票」の通信欄に該当する方の「お客様コード」「整理番号」「お名前」をご記入ください。



- お送りした線量計は、ご使用にならなかった場合でも必ずご返却ください。
 - ①管理区域等に入域しなかったために使用しなかった線量計
 - ②退職や業務変更等により中止をしたために使用しなかった線量計



- 「予備」の線量計をご使用になられた場合は、実際にご使用になられた方の「お名前」「フリガナ」「性別」「生年月日」「装着部位」「職種」をご連絡ください。ガラスバッジWebサービスより「線量計お届け者名簿」をダウンロードしてご記入いただくと便利です。また、ガラスバッジWebサービスの「予備用線量計のご使用者登録」にて、実際にご使用になられた方のご使用者情報を直接入力いただくことができます。ガラスバッジWebサービスをぜひご利用ください。

※線量計ラベルの氏名が書き換えられていても、コンピュータシステムの登録内容の変更処理は行われませんので、ご注意ください。

測定依頼票の記入見本

● 線量計の返却個数の記入例

株式会社千代田テクノル 行

測定依頼票

ガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISの測定を依頼します。

事業所名 千代田テクノル診療所

部署名 放射線科




担当者名 千代田 太郎 様

電話番号 03-3816-5210

ご使用期間
2099/09/01 - 2099/09/30

※測定依頼される際には、返却されるガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISの個数をご記入くださいますようお願いいたします。

返却個数(コントロールガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISを含む)記入欄
(X線用ガラスバッジには、コントロールガラスバッジはありません)

ガラスバッジ	ガラスリング	DOSIRIS
 5 個	 3 個	 個

通信欄	ご担当者

切りはなしてご利用ください

● 特別な環境下で使用された場合の通信欄への記入例

株式会社千代田テクノル 行

測定依頼票

ガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISの測定を依頼します。

事業所名 千代田テクノル診療所

部署名 放射線科




担当者名 千代田 太郎 様

電話番号 03-3816-5210

ご使用期間
2099/09/01 - 2099/09/30

※測定依頼される際には、返却されるガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISの個数をご記入くださいますようお願いいたします。

返却個数(コントロールガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISを含む)記入欄
(X線用ガラスバッジには、コントロールガラスバッジはありません)

ガラスバッジ	ガラスリング	DOSIRIS
 5 個	 3 個	 個

通信欄	ご担当者
お客様コード：123-4567-890 整理番号：001 千代田 太郎 のガラスバッジを洗濯してしまいました	

切りはなしてご利用ください

6

報告書の見方

報告書は、基本報告書と個人用報告書と管理票で構成しています。線量計の種類やお申し込み時のサービスタイプ等により記載内容や報告書の組み合わせが変わります。各報告書のお取り扱いについては、22頁「報告書等の取扱」をご参照ください。また、記載項目については、お手元の報告書の裏面をご参照ください。

個人線量算定値報告書

ご使用期間に対する各個人の実効線量および等価線量の算定値を報告します。また、法令で定められた期間に対する個人線量の累計値も併せて報告しています。

測定値から計算によって個人線量（実効線量および等価線量）を算出した日です。

一人のご使用者が、同時に複数の事業所で線量計を使用する場合における個人線量の累積方法を示しています。累積方法は以下の3とおりがあります。

1. 個人コード単位で集計しています。
2. お客様からのご依頼によりお申し込み先で集計しております。
3. お客様からのご依頼により当該お客様コードのみで集計しております。

発行日 頁No 2022年04月15日 1
受付管理番号 22040581-12345678901

株式会社 千代田テクノル
放射線計測事業本部
ラディエーションモニタリングセンター長（算定者）

女性で「3月管理をしない」場合に印字されます。

ご使用期間を確認してください。

お客様コード：123-4567-890 グループ名：放射線科
算定日：2022/04/15 個人線量の累積方法：個人コード単位で集計しております。
使用期間：2022/03/01 ~ 2022/03/31

妊娠期間中（マテイ期間）における腹部表面積量の累積値です。

個人コード 整理番号	ご使用者名 職員コード	性別	線量計 装着部位 型式	測定 情報 コード	個人線量 (mSv)				個人線量の累積値 (mSv)						備考				
					実効 線量	等価線量			実効線量 年度計	実効線量 年度計	ブロック5年間の 実効線量	等価線量 水晶体年度計	ブロック5年間の 等価線量 (水晶体)	等価線量 皮膚年度計		等価線量 女子腹部表面			
						水晶体	皮膚	女子腹部表面									2021年度	2021年度	2021年度
12345678 001	千代田 太郎 123456789	男	I		X				0.0	12.0	0.0	12.0	11.0	11.0	0.7	11			
23456789 002	千代田 花子 234567890	女	腹 NS		X	X	X	X	0.0	3.0	0.3	11.0	0.3	11.0	0.3	11.0	0.3	11	6
34567890 003	千代田 愛子 345678901	女	腹 FS		X	X	X		***	0.0	12.0	0.0	12.0	0.0	12.0	0.0	12		
以下余白																			

個人線量の算定結果を次のとおりご報告いたします。

ご使用者が装着された線量計の組み合わせをコード化しています。
(下記は主な組み合わせ)
A:メイン線量計+末端部用線量計
B:メイン線量計+不均等線量計
C:メイン線量計+不均等線量計+末端部用線量計
装着モードに、A・B・C・E・F・G・H・I・J・Lが印字された方は、個人線量測定値報告書をご参照ください。

4月1日を起期とする1年間の水晶体および皮膚の等価線量の累積値です。
2001年4月1日を起期とするブロック5年間の累積値です。ブロック5年間の初年度を西暦で表示します。(2001年~2005年、2006年~2010年、2011年~2015年...)

4月1日を起期とする実効線量の年度累積値です。

5mSv/3月 60mSv/年 100mSv/5年 50mSv/年 100mSv/5年 500mSv/年 2mSv/妊娠期間
法令で規定されている個人線量の限度値

ご報告人数 3人
実効線量の合計値 0.10 mSv 実効線量の平均値 0.03 mSv
水晶体の等価線量の合計値 0.60 mSv 水晶体の等価線量の平均値 0.20 mSv
皮膚の等価線量の合計値 0.60 mSv 皮膚の等価線量の平均値 0.20 mSv

本報告書に記載されているご使用者の人数と、実効線量、等価線量の合計値および平均値を表示しています。日々の放射線管理の目安としてご活用ください。

女子(女性で「3月管理をしない」を除く)に対する管理項目です。4月1日を起期とする次の期間の累積値です。
4月1日~6月30日 (第1四半期)
7月1日~9月30日 (第2四半期)
10月1日~12月31日 (第3四半期)
1月1日~3月31日 (第4四半期)

累積値と比較して線量限度を超えるおそれがないか確認してください。



- 放射線業務従事者全員の個人線量が、増加の傾向にあるか、減少の傾向にあるかについて、実効線量の合計値および平均値の変化により把握してください。
- 常に増加の傾向にある場合は、施設または作業方法にご配慮ください。

個人線量測定値報告書

ご使用者が複数の線量計を装着されたとき、この報告書で線量計毎の測定値を報告します。

お届け先

113-8681
東京都文京区湯島1-7-12
千代田御茶の水ビル

千代田テクノル病院
放射線科
千代田 太郎 様

13-123-4567-890 放射線科
12345678901 Z K S 1 12 140

個人線量測定値報告書

千代田テクノル病院 殿

お客様コード：123-4567-890 グループ名：放射線科

測定日 : 2022/04/15

使用期間 : 2022/03/01 ~ 2022/03/31

発行日 頁No 2022年04月15日 1

受付管理番号 22040581-12345678901

茨城県東茨城郡大洗町大瀬町3-5-2-2

株式会社千代田テクノル

線量計消費事業本部
ラディエーションモニタリングセンター センター長（鑑定書）

個人線量計の測定結果を次のとおりご報告いたします。

個人コード 整理番号	ご使用者名 職員コード	性別	装着 部位 型式	測定 日	1 cm 線量当量			70 μm 線量当量			3mm線量当量 合計 (mSv)	補正 有無	備考
					X・γ線 (mSv)	X線 成分比	X線 エネルギー (keV)	X・γ線 (mSv)	β線 (mSv)	合計 (mSv)			
12345678 001	千代田 太郎 123456789	男	頭 FS	2022/04/14	0.2 (0.22)	A	32	0.2	0.2 (0.22)	X	0.2		
12345678 001	千代田 太郎 123456789	男	胸 NS	2022/04/14	X (X)			X	X	X (X)	X	X	
12345678 001	千代田 太郎 123456789	男	手1 JQ	2022/04/14						0.5	0.5		
12345678 001	千代田 太郎 123456789	男	眼1 LA	2022/04/14								0.1	
23456789 002	千代田 花子 234567890	女	腹 NS	2022/04/14	X (X)			X	X	X (X)	X	X	
以下余白													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													

線量計の装着部位を示しています。不均等被ばくなどで、ご使用者が複数の線量計を装着している場合は、各々の装着部位および型式が表示されます。

()内の数値は0.01 mSv単位のオプション報告による参考値です。個人線量には累計されません。

X・γ線の測定値に対してX線(実効エネルギー80keV未満)が占める割合をコード化して表示しています(X線用ガラスバッジFX型、ガラスリングおよびDOSIRISの場合は空欄になります)

線量計が検出したX線の実効エネルギーを表示します。

測定値に対するデータ区分で、異常な測定値が発生した理由と対象となる線種をコード化して表示しています(詳しくは報告書裏面をご覧ください)。

お客様からのご依頼による線量計測定値の処理(取り消し、加算等)があった場合にコメントを表示します。

線量計を測定した日付です。

確認印

本報告書は、測定結果の正確性を保証するものではありません。測定結果はあくまで参考値としてご利用ください。測定結果の正確性を保証するものではありません。測定結果はあくまで参考値としてご利用ください。測定結果の正確性を保証するものではありません。測定結果はあくまで参考値としてご利用ください。

H304-19-09 20.7 MBA(TP)

17

個人用報告書

個人配付用の報告書です。各個人へ線量を通知されるるときにご利用ください。

ご使用になった線量計の装着部位を表示しています。

配付に際してはご使用者名を確認してください。

上段の集計開始年月日から集計終了年月日までの使用期間における実効線量と等価線量を表示しています。

4月1日を始期とする四半期毎の累計線量および検出限界未満回数を表示しています。

4月1日を始期とする1年間の累計線量および検出限界未満回数を表示しています。

個人用報告書		個人用報告書		個人用報告書	
発行日	2022年04月15日	発行日	2022年04月15日	発行日	2022年04月15日
発行管理番号	22040581-12345678901	発行管理番号	22040581-12345678901	発行管理番号	22040581-12345678901
職員コード	123456789	職員コード	23456789	職員コード	23456789
ご使用者名	千代田 太郎 様	ご使用者名	千代田 花子 様	ご使用者名	千代田 花子 様
個人コード	123456789	個人コード	23456789	個人コード	23456789
お客様コード	123-4567-890	お客様コード	123-4567-890	お客様コード	123-4567-890
グループ名	放射線科	グループ名	放射線科	グループ名	放射線科
測定方法	放射線計測器使用	測定方法	放射線計測器使用	測定方法	放射線計測器使用
個人管理の集積方法	個人コード単位	個人管理の集積方法	個人コード単位	個人管理の集積方法	個人コード単位
集計開始年月日	2022年03月01日	集計開始年月日	2022年03月01日	集計開始年月日	2022年03月01日
集計終了年月日	2022年03月31日	集計終了年月日	2022年03月31日	集計終了年月日	2022年03月31日
項目名	使用期間 (mSv) × 件数	項目名	使用期間 (mSv) × 件数	項目名	妊娠期間 (mSv) × 件数
実効線量	X 0.0 2 3 0.0 12	実効線量	X 0.0 3 0.3 11	実効線量	0.0 6 6 0.0 6
検出限界未満回数	0.1 2 2 0.1 11	検出限界未満回数	0.0 3 0.3 11	検出限界未満回数	0.0 6 6 0.0 6
検定値	皮膚 0.7 2 0.7 11	検定値	皮膚 0.0 3 0.3 11	検定値	皮膚 0.0 6 6 0.0 6
水晶体	0.1 2 0.1 11	水晶体	0.0 3 0.3 11	水晶体	0.0 6 6 0.0 6
手 J	0.5 2 0.5 11	手 J	0.0 3 0.3 11	手 J	0.0 6 6 0.0 6
手 I	0.5 2 0.5 11	手 I	0.0 3 0.3 11	手 I	0.0 6 6 0.0 6
手 E	0.1 2 0.1 11	手 E	0.0 3 0.3 11	手 E	0.0 6 6 0.0 6
胸	0.0 2 0.0 11	胸	0.0 3 0.3 11	胸	0.0 6 6 0.0 6
腰	0.0 2 0.0 11	腰	0.0 3 0.3 11	腰	0.0 6 6 0.0 6
脚	0.0 2 0.0 11	脚	0.0 3 0.3 11	脚	0.0 6 6 0.0 6
足	0.0 2 0.0 11	足	0.0 3 0.3 11	足	0.0 6 6 0.0 6
調整・備考		調整・備考		調整・備考	
2021年度	実効線量 (mSv) 0.0 X件数 12 等価線量 (水晶体) (mSv) 0.1 X件数 11	2021年度	実効線量 (mSv) 0.3 X件数 11 等価線量 (水晶体) (mSv) 0.3 X件数 11	2021年度	実効線量 (mSv) 0.3 X件数 11 等価線量 (水晶体) (mSv) 0.3 X件数 11
2022年度		2022年度		2022年度	
2023年度		2023年度		2023年度	
2024年度		2024年度		2024年度	
2025年度		2025年度		2025年度	
5年合計	100mSv/0.0 検出限界 12 100mSv/0.1 検出限界 11	5年合計	100mSv/0.3 検出限界 11 100mSv/0.3 検出限界 11	5年合計	100mSv/0.3 検出限界 11 100mSv/0.3 検出限界 11
株式会社 千代田テクナール		株式会社 千代田テクナール		株式会社 千代田テクナール	
# 00001 12345678901		# 00001 12345678901		# 00001 12345678901	
G A B C D E F		G A B C D E F		G A B C D E F	
1 1 0 1 1 0		1 1 0 1 1 0		1 1 0 1 1 0	

マティ管理を申請している女子ユーザーに表示されます。

ご使用になった線量計の名称を表示しています。

ご使用になった線量計の測定値です。

放射線管理責任者の方は、報告書の値が適切であると認定された場合は、確認印欄にご捺印し、線量計をご使用になった各個人に配付してください。

ブロック5年間における、年度毎の実効線量および眼の水晶体の等価線量の累計値と検出限界未満回数を、今回ご報告した使用期間の算定分を含めて表示しています。

ガラスバッジサービスについて

個人線量算定値管理票

個人線量算定値管理票は、法定管理帳票です。法令で定められている項目を網羅している帳票のため、大切に保管する必要があります。

一人のご使用者が、同時に複数の事業所で線量計を使用する場合における個人線量の累積方法を示しています。

ご使用者が装着された線量計の組み合わせをコード化しています。(以下は主な組み合わせ)
 A:メイン線量計+末端部用線量計
 B:メイン線量計+不均等線量計
 C:メイン線量計+不均等線量計+末端部用線量計
 装着モードに、A・B・C・E・F・G・H・I・J・Lが印字された方は、個人線量測定値管理票をご参照ください。

累積値に以下の内容を含む場合に、その内容をコード化して表示しています。
 A:個人線量登録値を含む
 B:認定線量登録値を含む
 AB:上記両方が含まれる

「マティ管理申請書」にてお客様がマティ管理を申請された期間のうち集計対象期間を示しています。マティ管理を申請された場合に表示されます。

法令改正により個人線量の管理体制が異なるため、2001年4月1日の前後の期間毎に、測定期間、当該期間における累計値および検出限界未満回数(X件数)を表示しています。

お届け先
 113-8681
 東京都文京区湯島1-7-12
 千代田御茶の水ビル

千代田テクノル病院
 放射線科
 千代田 太郎 様

13-123-4567-890 放射線科
 12345678901 Z K S 1 12 140

個人線量算定値管理票

発行日 月日 2022年04月15日 2
 株式会社 千代田テクノル
 放射線計測事業本部 ラディエーションモニタリングセンター長(印)

法定管理帳票

事業所名: 千代田テクノル病院 殿
 お客様コード: 123-4567-890 グループ名: 放射線科
 個人コード: 23456789 職種: 看護師
 職員コード: 234567890

ご使用者名: 千代田 花子 性別: 女 生年月日: 1980/05/01
 測定方法: 放射線測定器使用(個人線量計) マティ期間 2021/10/01~2022/03/31

個人線量の累積方法: 個人コード単位で集計しております。

2001年3月31日以前の累積線量
 期間: 線量: 0.0 mSv X

2001年4月1日以降の累積線量
 期間: 2003/04/01~2022/03/31
 線量: 0.0 mSv 228 X

使用期間	算定日	測定情報	実効線量 (mSv)	等価線量 (mSv)				調整	備考
				1か月計	四半期計	1か月計	四半期計		
2021/05/01-2021/05/31	2021/06/15	FS	X						
2021/06/01-2021/06/30	2021/07/15	FS	X						
第1・四半期計			0.0	2	0.0	2	0.0	2	
第1・四半期計(他施設分)			0.0	1	0.0	1	0.0	1	A
2021/07/01-2021/07/31	2021/08/15	FS	X						
2021/08/01-2021/08/31	2021/09/15	FS	X						
2021/09/01-2021/09/30	2021/10/15	FS	0.3						
第2・四半期計			0.3	2	0.3	2	0.3	2	
2021/10/01-2021/10/31	2021/11/15	FS	X						
2021/11/01-2021/11/30	2021/12/15	FS	X						
2021/12/01-2021/12/31	2022/01/15	FS	X						
第3・四半期計			0.0	3	0.0	3	0.0	3	
2022/01/01-2022/01/31	2022/02/15	FS	X						
2022/02/01-2022/02/28	2022/03/15	FS	X						
2022/03/01-2022/03/31	2022/04/15	FS	X						
第4・四半期計			0.0	3	0.0	3	0.0	3	
2021年度年度計			0.3	10	0.3	10	0.3	10	
2021年度年度計(他施設分)			0.0	1	0.0	1	0.0	1	A
妊娠期間の累積値			0.0	6	0.0	6	0.0	6	
				以下 余白					

ブロック5年間の累積線量

年度	2021年度	年度	年度	年度	年度	合計
実効線量(mSv) (X件数)	0.3	11				0.3 11
等価線量(水晶体)(mSv) (X件数)	0.3	11				0.3 11

00001 12345678901
 G A B C D E F

4月1日を始期として1年を以下の4期間に分けたそれぞれの実効線量および等価線量の累積値を示します。
 4月1日~6月30日: 第1四半期
 7月1日~9月30日: 第2四半期
 10月1日~12月31日: 第3四半期
 1月1日~3月31日: 第4四半期

ブロック5年間における、年度毎の実効線量および眼の水晶体の等価線量の累積値と検出限界未満回数を、今回ご報告した使用期間の算定分を含めて表示しています。

該当四半期の計および検出限界未満回数の計を表示しています。

該当年度の計および検出限界未満回数の計を表示しています。

マティ期間の計および検出限界未満回数の計を表示しています。

- 各四半期末日を含むご使用期間のご報告の際、個人線量算定値管理票をお届けします。なお、女子のうちマティ管理を申請されている方、1月管理をお申し込みされている方、1ヵ月間の実効線量が1.7mSvを超えた方(自動的に1月管理に移行します)は、月末日を含むご使用期間のご報告の際、個人線量算定値管理票をお届けします。
- ご使用者が同時に複数の事業所で線量計を装着された場合、個人コード単位で集計し、他事業所分累積値もご報告いたします(標準)。他事業所分累積値も併せて法定限度を超えないように管理してください。

個人線量測定値管理票

ご使用者が複数の線量計を装着されたとき、線量計毎に深さ別、放射線の種類別の測定値を報告します。
個人線量測定値管理票は、法定管理帳票です。法令で定められている項目を網羅している帳票のため、大切に保管する必要があります。

4月1日を始期として1年を以下の4期間に分けたそれぞれの実効線量および等価線量の累計値を示します。
 4月1日～6月30日:第1四半期
 7月1日～9月30日:第2四半期
 10月1日～12月31日:第3四半期
 1月1日～3月31日:第4四半期

使用者が不均等管理などにより、複数の線量計を使用している場合は、それぞれの線量計装着部位毎に本管理票を出力します。

「マテイ管理申請書」にてお客様がマテイ管理を申請された期間です。マテイ管理を申請された場合に表示されます。

お届け先

113-8681
 東京都文京区湯島1-7-12
 千代田御茶の水ビル
 千代田テクノル病院
 放射線科
 千代田 太郎 様
 13-123-4567-890 放射線科
 12345678901 Z K S 1 12 140

個人線量測定値管理票

事業所名 : 千代田テクノル病院 殿
 お客様コード : 123-4567-890 グループ名 : 放射線科
 個人コード : 23456789 職種 : 看護師
 ご使用者名 : 千代田 花子 性別 : 女
 整理番号 : 002 装着部位 : 腹

発行日 頁No 2022年04月15日 5
 株式会社 千代田テクノル
 放射線計測事業本部 ラディエーションモニタリングセンター長 (測定者)
 法定管理帳票

職員コード 234567890
 生年月日 : 1980/05/01

線量計の種類と形式 : ガラスバッジNS型 測定方法 : 放射線測定器使用(個人線量計)
 マテイ期間 2021/10/01~2022/03/31

使用期間	測定日	検出線種	1 cm 線量当量				70 μm 線量当量			3 mm 線量当量		備考
			Xγ線 (mSv)	X線 実効エネルギー (keV)	中性子 (mSv)	合計 (mSv)	Xγ線 (mSv)	β線 (mSv)	合計 (mSv)	Xγ線 合計 (mSv)	1か月計・四半期計 (mSv)	
2021/05/01~2021/05/31	2021/06/14	X			X	X	X	X				
2021/06/01~2021/06/30	2021/07/14	X			X	X	X	X				
第1・四半期計						0.0	2		0.0	2		
2021/07/01~2021/07/31	2021/08/14	X			X	X	X	X				
2021/08/01~2021/08/31	2021/09/14	0.3			X	X	X	0.3				
2021/09/01~2021/09/30	2021/10/14	X			X	X	X	X				
第2・四半期計						0.3	2		0.3	2		
2021/10/01~2021/10/31	2021/11/14	X			X	X	X	X	0.0	1		
2021/11/01~2021/11/30	2021/12/14	X			X	X	X	X	0.0	1		
2021/12/01~2021/12/31	2022/01/14	X			X	X	X	X	0.0	1		
第3・四半期計						0.0	3					
2022/01/01~2022/01/31	2022/02/14	X			X	X	X	X	0.0	1		
2022/02/01~2022/02/28	2022/03/14	X			X	X	X	X	0.0	1		
2022/03/01~2022/03/31	2022/04/14	X			X	X	X	X	0.0	1		
第4・四半期計						0.0	3		0.0	3		
2021年度年度計						0.3	10		0.3	10		
妊娠期間の累積値						0.0	6		0.0	6		

該当四半期の計および検出限界未満回数の計を表示しています。

Xγ線の測定値に対してX線(実効エネルギー80keV未満)が占める割合をコード化して表示しています。(X線用ガラスバッジFX型およびガラスリングの場合は空欄になります)

中性子は1cm線量当量のみを測定しますが、皮膚の等価線量の算定に際しては、1cm線量当量の測定値を、皮膚の70μm線量当量の算定に使用します。

線量計が検出したX線の実効エネルギーを表示します。

#

1 1 0 1 1 0

確認印

 本管理票は法定管理帳票の形式に準拠し、検出値は検出された放射線の種類と線量計の種類により異なります。H304-22/06 20.7 (MED)(TF)

環境線量測定報告書

環境用線量計の報告書です。境界の種類を指定した管理が行えます。

測定開始日と測定終了日を表示しています。

環境測定を行うに当たり、管理しやすいグループを設定してください。

環境用線量計のお申込時に、次の境界の種類を指定できます。

- ・管理区域境界
- ・常時立ち入る場所
- ・事業所境界
- ・居住区域境界
- ・病室
- ・画壁の境界
- ・指定なし(初期設定)

お届け先
113-8681
東京都文京区湯島1-7-12
千代田お茶の水ビル
千代田テクノル診療所
放射線科
千代田 太郎 様
13-100-0011-011 アンギオ室環境用
A A A 1 1 84

環境線量測定報告書
千代田テクノル診療所 殿

発行日 頁No 2014年5月12日 1
受付管理番号 14050701-1000011011
法定記録票

茨城県東茨城郡大洗町大字町3-5-2
株式会社 千代田テクノル
放射線計測事業本部
ラディエーションモニタリングセンター センター長(指定者)

お客様コード: 100-0011-011 グループ名: アンギオ室環境用
報告日: 2014/05/10 測定器の種類: 環境測定用ガラスバッジ
測定期間: 2014/04/01 ~ 2014/04/30 間の積算線量 設置場所: 管理区域境界

環境線量計の測定結果を次のとおりご報告いたします。

整理番号	測定箇所	測定日	測定情報コード	1 cm 線量当量 (mSv)				中性子合計	実効線量 3月計 (1.3mSv/3月)			個別コード	補正有無	測定時の状況等
				X・Y線	X線成分比	X線エネルギー (keV)	合計		X・Y線	β線	合計			
101	アンギオ室入口	2014/05/09	ES	X			X	0.0	X	X	X	23456781		
102	操作室扉	2014/05/09	ES	X			X	0.0	X	X	X	23456782		
103	操作室窓	2014/05/09	ES	0.1	A	25	0.1	0.1	0.1	X	0.1	23456783		
104	東廊下	2014/05/09	ES	X			X	0.0	X	X	X	23456784		
105	西廊下	2014/05/09	ES	X			X	0.0	X	X	X	23456785		
106	待合室	2014/05/09	ES	X			X	0.0	X	X	X	23456786		

お客様が管理しやすい名称を登録してください。

指定した境界の種類にしたがって、法令で定められた次の線量限度が表示されます。

- ・管理区域境界 :1.3mSv/3月
- ・常時立ち入る場所 :1mSv/週
- ・事業所境界 :0.25mSv/3月
- ・居住区域境界 :0.25mSv/3月
- ・病室 :1.3mSv/3月
- ・画壁の境界 :1mSv/週
- ・指定がない場合は表示されません

確認印

HM14-2010 102-8881(TD)

7

報告書等の取扱

測定依頼をいただいたガラスバッジやガラスリングおよびDOSIRISは、線量等を算定し、結果を「個人線量算定値報告書」「個人用報告書」「個人線量算定値管理票」、複数の線量計を装着した場合は併せて「個人線量測定値報告書」「個人線量測定値管理票」（環境用は「環境線量測定報告書」）としてご報告いたします。

評価・認定

弊社がご報告した線量が、お客様における放射線の作業環境等に照らし合わせて適切な値であるかどうかの評価、およびご使用者が受けた放射線の量としての認定を行ってください。（53頁個人放射線被ばく線量測定サービス規約第7条参照）

「個人線量算定値報告書」「個人線量測定値報告書」（作業管理用）の取扱 —

- 個人線量が過去の実績に比べて異常に高い値を示している方がいるかどうかをご確認ください。このような場合には、その原因が何によるものであるかを追跡調査し、改善を行う必要があります。
- 受けた線量を経過率で除して年限度に近づく方がいるかをご確認ください。このような場合には、作業方法を変更する必要があります。
- 線量限度を超えている方がいるかをご確認ください。このような場合には、遅滞なくその方に健康診断を受けさせる必要があります。
- ご使用者全員の個人線量が増加の傾向にあるか減少の傾向にあるかについて、実効線量の合計値および平均値の変化により把握してください。常に増加の傾向にある場合は、施設または作業方法にご配慮ください。
- 報告書は時系列にファイルしてください。

— 放射線管理責任者の方へ —

- (1) ご報告した個人線量をご使用になった作業環境等（作業場所における放射線の強度・温度・湿度など）の状況に照らし合わせて適切であるか評価をしてください。
- (2) 適切であると評価された個人線量をご使用者の受けた放射線の量として認定し、確認印欄にご捺印ください。

【認定線量を別に定めた場合】

弊社からご報告した内容と異なる線量を認定された場合（例：放射線の多い場所に置き忘れたとき、間違った部位につけたとき）、その数値を速やかに弊社指定の書式「認定線量登録依頼書」を用いてご連絡ください。弊社にて審査のうえ、認定線量をその期間の個人線量として登録し、コンピュータで管理いたします。登録後に、取り消しの報告書と、お客様が認定された線量が記載された報告書を送付いたします。なお、ご報告した測定値は変更できかねますのでご了承ください。

【個人線量登録】

お客様のご依頼により、弊社システムに登録されていない期間について個人線量の累積値を登録することができます。弊社指定の書式「個人線量登録申込書」を用いてご連絡ください。弊社にて審査のうえ、その期間の個人線量の累積値として登録し、コンピュータで管理いたします。なお、登録日時時点で弊社システムに線量計の登録が設定されているご使用者であることが条件となります。

「個人用報告書」（個人配付用）の取扱

個人配付用の報告書です。各個人へ報告値を通知される時にご利用ください。なお、環境用ガラスバッジは出力対象外となります。

— 放射線管理責任者の方へ —

- (1) 報告書の値が適切であると認定された場合は、確認印欄にご捺印ください。
- (2) ご使用者毎に切りはなし配付してください。

「個人線量算定値管理票」「個人線量測定値管理票」（保管用）の取扱

- 法令で定められている項目を網羅した帳票です。大切に保管してください。ただし、当該記録の対象の方が放射線業務従事者でなくなった場合、もしくは当該記録を5年間保管後に、これを指定する機関に引き渡す場合は、この限りではありません。
- 記録の引き渡し機関としては、平成22年3月29日文部科学省告示第54号および平成22年1月28日厚生労働省告示第35号により「公益財団法人放射線影響協会」が指定されています。
- 胸と手のように複数の線量計を装着された場合、「個人線量測定値管理票」を併せてお届けしますので、「個人線量算定値管理票」と同様に保管してください。

— 放射線管理責任者の方へ —

- (1) 管理票の値が適切であると認定された場合は、確認印欄にご捺印ください。
- (2) 管理票の写しを3ヵ月毎、各ご使用者に交付してください。
ただし、弊社の発行している個人用報告書を用いて通知している場合は除きます。

「環境線量測定報告書」(作業管理用・施設管理用)の取扱

- 環境測定の記録として大切に保管してください。
- 測定値が、過去の実績に比べて異常に高い値を示している場所があるかどうかを確認してください。このような場合は、その原因が何によるものであるかを追跡調査し、必要に応じて改善してください。
- 指定した境界の種類に応じて法令で定められた線量限度を報告書の実効線量欄に表示させることができます。
- 報告書は時系列にファイルしてください。

— 放射線管理責任者の方へ —

- (1) ご報告した線量が放射線の作業等の状況に照らし合わせて適切な値であることの評価、および取付場所における放射線の量としての認定を行ってください。
- (2) 確認印欄にご捺印ください。

「放射線管理レポート」の取扱

ご使用された線量計の被ばくが判明した際、弊社の通報基準線量に基づき「放射線管理レポート」をFAXまたは、e-mail送付いたします。

なお、この「放射線管理レポート」は、後日報告いたします正規の結果報告書の内容を先行してご連絡することになりますので、管理上は結果報告書に基づいた対応をお願いいたします。

通報基準線量

- ケア線量連絡：ご注意いただきたい被ばくが判明したとき

項 目	ご使用期間	ケア線量連絡基準値 (mSv)
実効線量 眼の水晶体の 等価線量	2週間	0.8
	半月	1
	1ヵ月	1.6
腹部表面の等価線量	マティ管理登録時	0.1

- アラーム線量連絡：線量限度を超えないように警戒していただきたい被ばくが判明したとき

(アラーム連絡個別基準値を指定している場合を除く)

項 目	アラーム線量連絡基準値 (mSv)
実効線量の四半期計* ¹	4.0
実効線量の年度計	40
眼の水晶体の等価線量の年度計	40
皮膚の等価線量の年度計	400
腹部表面の等価線量の累積値* ²	1.6
実効線量のブロック5年	80
眼の水晶体等価線量のブロック5年	80

*1) 3月管理をされている女性が対象

*2) マティ期間の累積値

- 緊急報告：線量限度を超えたとき

項 目	緊急報告基準値 (mSv)
実効線量の四半期計* ¹	5.0
実効線量の年度計	50
眼の水晶体の等価線量の年度計	50
皮膚の等価線量の年度計	500
腹部表面の等価線量の累積値* ²	2.0
実効線量のブロック5年	100
眼の水晶体等価線量のブロック5年	100

*1) 3月管理をされている女性が対象

*2) マティ期間の累積値

8

個人線量の求め方

個人線量の求め方—Part 1

実効線量とは

実効線量とは、人体の各組織・臓器の吸収線量に放射線荷重係数・組織荷重係数を乗じた値の総和です。個人線量管理では、放射線による人体の総合的な影響の度合いをはかるために使用します。

単位はシーベルト (Sv) です。しかしながら、この値を実際に求めるには非常に困難であるため、実用的な手法はないかという考えのもとに採用された量が1cm線量当量 (H1cm: 1センチメートル線量当量) です。よって、以下のように法令で定義付けされています。(均等被ばくの場合)

1cm線量当量 = 実効線量

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件 (平成12年10月23日科学技術庁告示第5号) 第20条第1項1号

等価線量とは

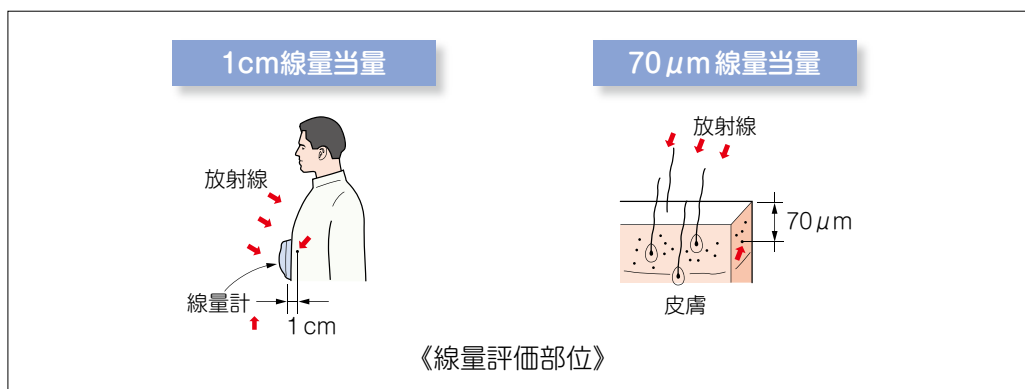
等価線量とは、人体の各組織・臓器の吸収線量に放射線荷重係数を乗じて求めた値です。個人線量管理では、各組織の受ける影響の度合いをはかるために使用します。

単位はシーベルト (Sv) です。放射線防護上、着目しなければならない組織は、皮膚と眼の水晶体および女子腹部があります。この値を実際に求めようとするには困難であるため、実用的な手法はないかという考えのもとに採用された量が70 μ m線量当量 (H70 μ m: 70マイクロメートル線量当量) です。よって、以下のように法令で定義付けされています。

70 μ m線量当量 = 皮膚の等価線量

眼の水晶体につきましては、水晶体用線量計を装着したときはH3mmを、水晶体用線量計を装着していないときはH1cmとH70 μ mを比較して大きい方をそれぞれ眼の水晶体の等価線量としています。

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件 (平成12年10月23日科学技術庁告示第5号) 第20条第2項1号および2号



外部放射線の種類と1cm線量当量・70 μ m線量当量・3mm線量当量と実効線量および等価線量との関係

放射線の種類	1cm線量当量	70 μ m線量当量	3mm線量当量
X, γ 線	(1)	(3)	(5)
β 線	—	(4)	(6)
中性子	(2)	—	—
合計	(7)	(8)	(9)

※単位：mSv

(1)～(6)：測定の対象

(7)：実効線量

(8)：皮膚の等価線量

(7)と(8)の最大値もしくは(9)：眼の水晶体の等価線量

—：測定の対象外

中性子は1cm線量当量と70 μ m線量当量および3mm線量当量が等しいものとして取り扱い、等価線量を算定しています。


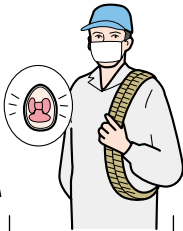

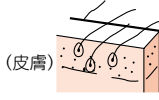


ガラスリングは指に装着しますが、指は法令上頭頸部・胸部・上腕部・大腿部以外に該当し、70 μ m線量当量のみを測定します。よって、皮膚の等価線量を算定しています。

(放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第20条第2項第1号八)

DOSIRISを装着したときは、3mm線量当量で眼の水晶体の等価線量を算定します。

線量限度

放射線業務従事者の線量限度は、医療法施行規則・放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等により、次のとおり定められています。

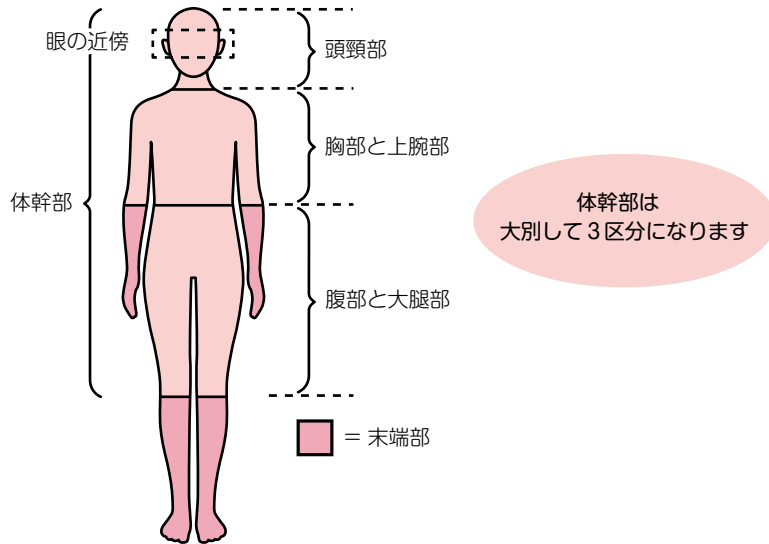
					
通常作業	緊急作業	眼の水晶体	皮膚	女子 ^{※3}	妊娠中の女子
100mSv/5年 ^{※1} 50mSv/年 ^{※2}	100mSv 実効線量管理 眼の水晶体: 300mSv 皮膚：1Sv	100mSv/5年 ^{※6} 50mSv/年 ^{※2}	500mSv/年 ^{※2}	5mSv/3月 ^{※4}	内部被ばく: 1mSv ^{※5} 実効線量管理 腹部表面 2mSv ^{※5} 等価線量管理
実効線量管理	等価線量管理	等価線量管理	等価線量管理	実効線量管理	等価線量管理

- ※1：平成13年4月1日以後5年毎に区分した各期間。
(2001.4.1～2006.3.31, 2006.4.1～2011.3.31, 2011.4.1～2016.3.31……)
- ※2：4月1日を始期とする1年間。
- ※3：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を使用者等に書面で申し出た者および妊娠中の者を除く。
- ※4：4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間。
- ※5：本人の申出等により管理者等が妊娠の事実を知ったときから、出産までの間について（医療法施行規則・放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則）。妊娠と診断されたときから出産までの間について（電離放射線障害防止規則）。
- ※6：令和3年4月1日以後5年毎に区分した各期間。
(2021.4.1～2026.3.31, 2026.4.1～2031.3.31, 2031.4.1～2036.3.31……)



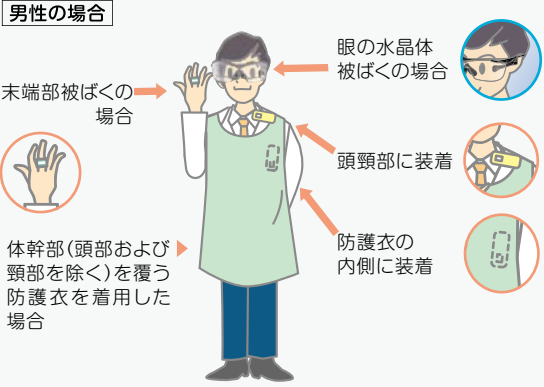
個人線量の求め方—Part 2

身体区分

外部被ばくによる実効線量・等価線量を求めるには、まず身体を下記のように区分して考えます。



被ばく状況と線量計の装着部位

均等被ばく	不均等被ばく
<p>男性は胸部、女性は腹部に装着します。</p> <p>男性</p>  <p>女性</p> 	<p>防護衣等を使用して不均等に放射線を受ける場合は、均等被ばくの場合に加え、他に被ばくする部位（頭や指等）にも装着します。</p> <p>男性の場合</p>  <p>眼の水晶体被ばくの場合</p> <p>末端部被ばくの場合</p> <p>体幹部(頭部および頸部を除く)を覆う防護衣を着用した場合</p> <p>頭頸部に装着</p> <p>防護衣の内側に装着</p>

被ばく状況とは、上図のように、

- 1) 上記体幹部が均等に放射線を受ける。
 - 2) 胸(腹)部よりも頭頸部が多く放射線を受ける。
 - 3) 体幹部よりも末端部の方が、多く放射線を受ける。
 - 4) 眼の水晶体の等価線量が管理基準に近づく又は超えるおそれのある場合。
- の4とおりをいいます。

そして、この4とおりを基に法令により装着部位が決定されています。

被ばく状況	装着部位	線量計の装着個数
1)	胸部(腹部) 	1
1)+4)	胸部(腹部)+眼  + 	2
2)	胸部(腹部)+頭頸部  + 	2
2)+4)	胸部(腹部)+頭頸部+眼  +  + 	3
3)	胸部(腹部)+末端部  + 	2
3)+4)	胸部(腹部)+末端部+眼  +  + 	3
2)+3)	胸部(腹部)+頭頸部+末端部  +  + 	3
2)+3)+4)	胸部(腹部)+頭頸部+末端部+眼  +  +  + 	4

●関連条文

- * 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第20条第2項第1号イ・ロ・ハ
- * 医療法施行規則第30条の18第2項第2号
- * 電離放射線障害防止規則第8条第3項第1・2・3号



実効線量・等価線量の求め方

身体に装着したガラスバッジによって、測定された1cm線量当量、70μm線量当量、3mm線量当量を基に実効線量および等価線量を算定します。下の表をご参照ください。

算定項目	被ばく状況	算定方法
実効線量	体幹部 均等被ばく	胸部（腹部）に装着したガラスバッジの1cm線量当量
	体幹部 不均等被ばく	<p>実効線量＝ $0.08H_a + 0.44H_b + 0.45H_c + 0.03H_m \cdots 1)$ ここで、$H_a \cdot H_b \cdot H_c \cdot H_m$は下記のとおりです。 H_a：頭部および頸部に装着したガラスバッジの1cm線量当量 H_b：胸部および上腕部に装着したガラスバッジの1cm線量当量 H_c：腹部および大腿部に装着したガラスバッジの1cm線量当量 H_m：$H_a \cdot H_b \cdot H_c$のうちの最大の1cm線量当量 ＊ここで、男性が鉛プロテクターを着け、頭頸部とプロテクター 内側に2個装着した場合について考えてみます。 1. H_cの測定値がないので、$H_c = H_b \cdots 2)$ であると考えます。 2. また、通常であれば $H_m = H_a \cdots 3)$ が成り立ちますので、1) に2) と3) を代入すると、4) は次のとおりとなります。 実効線量＝$0.11H_a + 0.89H_b (H_c) \cdots 4)$</p>
等価線量	体幹部 均等被ばく	<p>1) 皮膚の等価線量＝胸部（腹部）に装着したガラスバッジの70μm線量当量 ＊パートタイム方式 ガラスリングを必要時、ご使用した場合の皮膚の等価線量は、次のとおりとなります。 皮膚の等価線量＝胸部（腹部）に装着したガラスバッジの70μm線量当量 + ガラスリングから得られたH70μm線量当量 ＊フルタイム方式 常にガラスリングを装着している場合は、弊社に申し出てください。この場合、皮膚の等価線量は次のとおりとなります。 皮膚の等価線量＝（胸部（腹部）に装着したガラスバッジの70μm線量当量）と（ガラスリングの70μm線量当量）の最大値 2) 眼の水晶体の等価線量＝眼の近傍に装着したDOSIRISの3mm線量当量もしくは胸部（腹部）に装着したガラスバッジの1cm線量当量と70μm線量当量の最大値 3) 妊娠中の腹部表面＝腹部に装着したガラスバッジの1cm線量当量</p>
	体幹部 不均等被ばく	<p>1) 皮膚の等価線量＝体幹部に装着したガラスバッジの70μm線量当量の最大値 ＊パートタイム方式 ガラスリングを必要時、ご使用した場合の皮膚の等価線量は、次のとおりとなります。 皮膚の等価線量＝体幹部に装着したガラスバッジの70μm線量当量の最大値+ガラスリングから得られたH70μm線量当量 ＊フルタイム方式 常にガラスリングを装着している場合は、弊社に申し出てください。この場合、皮膚の等価線量は次のとおりとなります。皮膚の等価線量＝（体幹部に装着したガラスバッジの70μm線量当量の最大値）と（ガラスリングの70μm線量当量）の最大値 2) 眼の水晶体の等価線量＝眼の近傍に装着したDOSIRISの3mm線量当量もしくは頭頸部に装着したガラスバッジの1cm線量当量と70μm線量当量の最大値 3) 妊娠中の腹部表面＝腹部に装着したガラスバッジの1cm線量当量</p>

お客様ご自身がインターネットでガラスバッジの新規申込・追加・変更等の処理ができる「ガラスバッジWebサービス」を提供しています。(通信料はお客様負担)インターネットでタイムリーに手続きができ、とても便利です。

サービス内容

- ガラスバッジのお申込み先、ご使用先やお届先などの登録内容変更
お客様のご住所やご担当者など、登録されている内容を変更することができます。
- ガラスバッジの追加・名義変更・休止・中止など
ガラスバッジご使用者の追加、名義変更、休止、中止、変更などの操作ができます。弊社営業日の午前中に追加操作をいただくと、当日中にガラスバッジを発送いたします。また、変更操作された内容が、当日の報告書作成分から反映されます。
- ご使用者名簿、お届者名簿のダウンロード
「ご使用者名簿」で、作成時点のご利用者の登録内容が確認できます。
「線量計お届者名簿」で、お手元にお届けしたガラスバッジの明細が確認できます。
- 報告書類のダウンロード
個人線量算定値報告書、個人線量算定値管理票など、PDF形式でダウンロードすることができます。報告書の到着をお急ぎの方に便利です。
- 電子報告データのダウンロード
報告書の電子データをCSV形式でダウンロードすることができます。
(放射線業務従事者個人管理システム「ACEGEAR NEO」に対応)
電磁媒体の送付に比べて、ご報告に要する日数が大幅に短縮されます。
- ご使用者の登録・変更履歴の照会
お客様が操作されたご使用者の追加、休止、中止、変更などの変更履歴が画面で確認できます。
- 検索機能
①ご使用者の登録状況(ガラスバッジの発送状況、測定依頼されたガラスバッジの処理状況、報告書の出力状況など)をリアルタイムで確認することができます。
②ご使用先(グループ)毎の事業所の登録内容やご請求書、線量計、ご報告書の各お届先の情報を画面で確認することができます。



- ガラスバッジWebサービスは、弊社ホームページからお申し込みいただけます。ぜひご利用ください。〔ホームページURL〕 <https://www.c-technol.co.jp/>

ガラスバッジWebサービスから操作できる主な処理

1. 追加

- 新しい方が線量計をご使用される時

▶▶▶ 「ご使用者の追加」画面から追加処理をしてください。原則弊社営業日の正午(12時)までに入力されたときは、当日中に線量計を発送します。

2. 中止

- 退職や業務変更などにより使用を中止される時
- 複数の線量計をご使用されている方が、線量計のうちの1個を中止される時

▶▶▶ 「ご使用者の一括中止・休止」画面から複数のご使用者をまとめて処理することができます。

- すでに測定結果が出力されているときは、処理でき兼ねます。

3. 休止

- 線量計を一定の期間だけ使用しない時（旅行、出張など）

▶▶▶ ご使用にならない期間があらかじめ明確なときは、その期間を休止してください。お客様のご希望に合わせ、計画的に線量計をお届けいたします。

4. 名義変更

- 現在ご使用中の方から別のご使用者に変更される時

▶▶▶ ガラスバッジWebサービスにて名義変更の処理を行ったにも関わらず前任者のお名前で線量計が届いたときは、新しくご使用になる方がそのままご使用ください。

(ご注意) メンテナンス締日以降に処理された場合、変更内容が反映できません。次回発送時には反映されています。

5. 変更

- 線量計の装着部位を変更するとき
- 線量計の型式を変更するとき
- ご使用者のお名前（姓のみ）、生年月日（登録していない場合のみ）、職種を変更するとき

オプションとして次のようなサービスを用意しております。オプションサービスをご希望される場合は、ガラスバッジ専用お問い合わせ番号または最寄りのガラスバッジ担当事務所へご連絡をお願いします。なお、オプションサービスは別料金となります。

放射線業務従事者個人管理システム「ACEGEAR NEO」

ACEGEAR NEOは、個人線量管理機能に加え、ガラスバッジ回収管理機能も兼ね備えており大変便利なソフトです。

1. 個人線量管理機能

お手持ちのパソコンを利用して、弊社からご報告する個人線量の管理ができます。ACEGEAR NEOを利用することにより、放射線管理情報を画面から参照できます。必要に応じて簡単に統計資料や教育記録・健康診断などの記録も作成できます。

2. ガラスバッジ回収管理機能

ガラスバッジ回収管理機能をご利用の方に、QRコード付きのガラスバッジを作成し、お届けします。ガラスバッジWebサービスでダウンロードした線量計お届け者名簿を利用し、専用のバーコードリーダー（別売）でQRコードを読み込むことで、業務の合理化、簡素化を実現します。回収者や未回収者の一覧表や、測定依頼票の出力も可能です。別途、二次元バーコードリーダー（アイニックス社製）DS 2208-USBが必要となります。

■推奨動作環境

スタンドアローン構成	Windows	Mac
CPU	1GHz以上の×86または×64プロセッサ	Intelプロセッサ搭載
メモリ	4GB以上のRAM(8GB以上推奨)	4GB以上のRAM
ハードディスク	3GB以上の使用可能なディスク領域	3GB以上の使用可能なディスク領域
ディスプレイ	1360×768以上の解像度のモニター	1360×768以上の解像度モニター
OS	Windows10・Windows11	最新のMacOS (2022年6月時点)

速報サービス

- 個人線量をFAXまたは、e-mail送付でご報告します。
- 放射線予防規程などで、スクリーニングレベルを設定されているとき、放射線業務従事者の受けた線量を早く知りたいときに便利です。

24時間報告

- 測定センターに線量計が届いてから24時間以内に個人線量をご報告します。
- 放射線を多量に被ばくした恐れがあるときにご利用ください。
- 測定線種に中性子が含まれている場合は、お時間をいただく場合がございます。

0.01mSv単位報告

- X・γ線では有意線量を検出したとき、参考値として0.01mSv単位（0.05mSv以上）でご報告いたします。

ジーガード



安全ピンタイプ

ポケットタグタイプ

- 線量計の汚染を防止する収納袋です。
- 非密封RIを使用している施設において、線量計の汚染防止にご利用ください。
- ほこり、油等により線量計が汚れる恐れがあるときにご利用ください。
- ジーガードを使用するときは、線量計型式の変更手続きが必要です。

その他

- ガラスバッジには、市販品の安全ピンおよびホルダー用クリップを取り付けることができます。
- ガラスバッジのご返却時には、安全ピンおよびホルダー用クリップを取り外しお手元に保管してください。

2

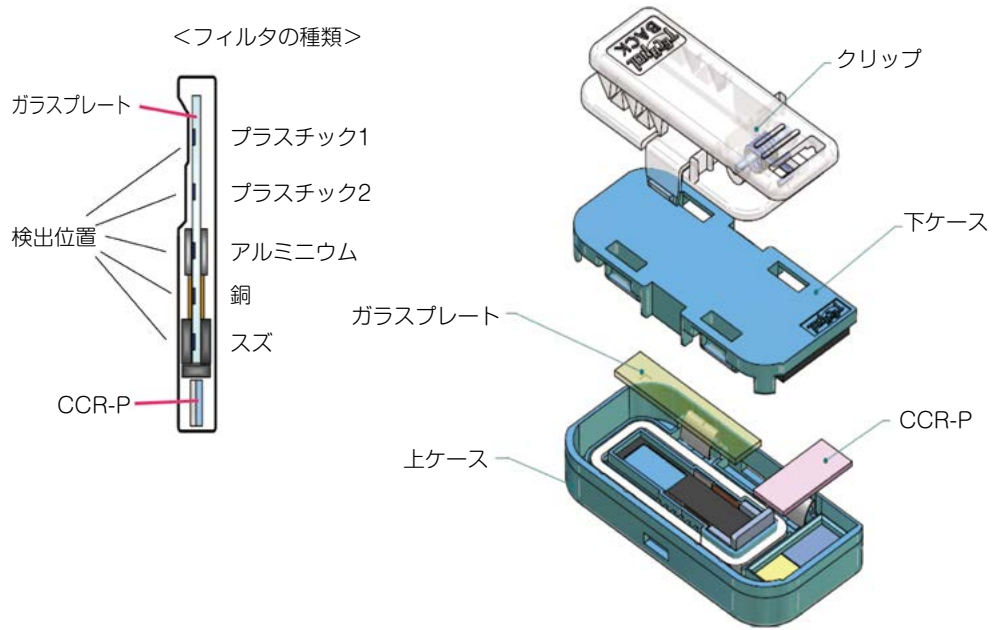
各線量計の 取扱について

1

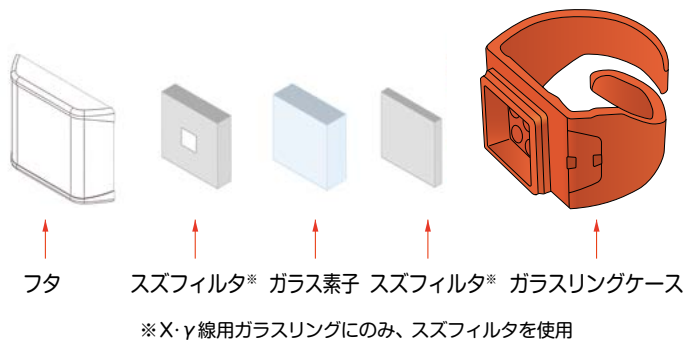
ガラスバッジとガラスリング およびDOSIRISの構成／種類

ガラスバッジとガラスリングおよびDOSIRISの構成

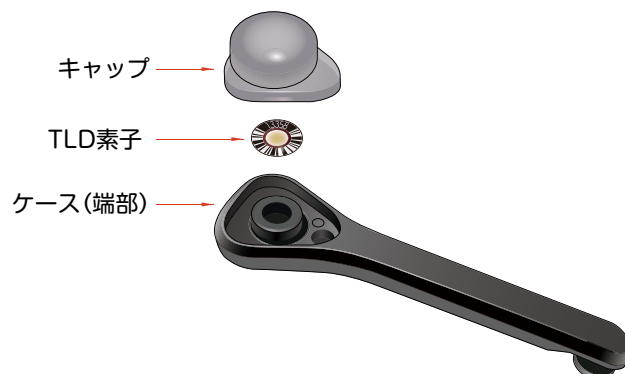
ガラスバッジの構成



ガラスリングの構成



DOSIRISの構成



線量計の種類

線量計の種類に対応する測定線種および測定範囲は以下のとおりです。

商品名	型式	測定線種			測定範囲	
		X・γ線	β線	中性子	エネルギー ⁹⁾	線量
X線用ガラスバッジ	FX	○			(X線) 10keV~80keV (16keV~80keV) ⁸⁾	0.1mSv~2Sv
広範囲用ガラスバッジ	FS	○	○		(X・γ線) 10keV~10MeV (16keV~6.4MeV) ⁸⁾ (β線) 130keV~3MeV ⁹⁾ (0.2MeV~0.8MeV) ^{8) 10)}	0.1mSv~10Sv ^{2) 3)}
広範囲用ガラスバッジPタイプ	FV					
広範囲用ガラスバッジTタイプ	FT					
広範囲用ガラスバッジTPタイプ	FK					
中性子広範囲用ガラスバッジ	NS	○	○	○	(X・γ線) 10keV~10MeV (16keV~6.4MeV) ⁸⁾ (β線) 130keV~3MeV ⁹⁾ (0.2MeV~0.8MeV) ^{8) 10)} (中性子) 0.025eV~15MeV	0.1mSv~10Sv ^{2) 3)}
中性子広範囲用ガラスバッジPタイプ	NR					
中性子広範囲用ガラスバッジTタイプ	NT					
中性子広範囲用ガラスバッジTPタイプ	NK					
X・γ線用ガラスリング	JQ	○			(X・γ線) 16keV~3MeV (16keV~1.25MeV) ⁸⁾	0.1mSv~1Sv ^{2) 3) 11)}
β線用ガラスリング	JS		○		(β線) 1.5MeV~3MeV ⁹⁾ (0.8MeV) ^{8) 10)}	0.2mSv~1Sv ^{3) 6) 11)}
広範囲用DOSIRIS	LA	○	○		(X・γ線) 24keV~1.25MeV ⁸⁾ (β線) 0.8MeV ^{8) 10)}	0.1mSv~1Sv ¹²⁾
広範囲用ガラスバッジリスト型	FW	○	○		(X・γ線) 10keV~10MeV (24keV~1.25MeV) ⁸⁾ (β線) 130keV~3MeV ⁹⁾ (0.2MeV~0.8MeV) ^{8) 10)}	0.1mSv~10Sv ^{2) 3)}
広範囲用ガラスバッジリスト型Pタイプ	FU					
広範囲用ガラスバッジ環境タイプ	ES	○	○		(X・γ線) 10keV~10MeV (β線) 130keV~3MeV ⁹⁾	0.1mSv~10Sv ^{2) 3)} 0.1mSv~10Sv ^{3) 6)}
中性子広範囲用ガラスバッジ環境タイプ	EN	○	○	○ ⁷⁾	(X・γ線) 10keV~10MeV (β線) 130keV~3MeV ⁹⁾ (熱中性子) 0.025eV~ (速中性子) 140keV~15MeV	0.1mSv~10Sv ^{2) 3)} 0.1mSv~10Sv ^{3) 6)} 0.1mSv~8mSv 0.1mSv~60mSv ⁵⁾

- 商品名で、「Pタイプ」とあるものは、オプション商品のジーガードにガラスバッジを入れて使用する商品です。
- 表示の測定線量範囲は、¹³⁷Cs γ線に対する線量範囲です。
- 単独照射の場合の線量範囲です。
- 熱中性子の測定線量範囲は、8mSvが上限となります。
- 表示の測定線量範囲は、²⁴¹Am-Be 中性子に対する線量範囲です。
- 表示の測定線量範囲は、⁹⁰Sr/⁹⁰Y β線に対する線量範囲です。
- 報告は、熱中性子と速中性子の合計です。
- 「JIS Z 4345 X・γ線及びβ線用受動形個人線量計測装置並びに環境線量計測装置」の性能要件を満足する範囲です。
- β線の残留最大エネルギーです。
- β線の平均エネルギーです。
- 70μm線量当量を測定します。
- 3mm線量当量を測定します。

コントロール用線量計について

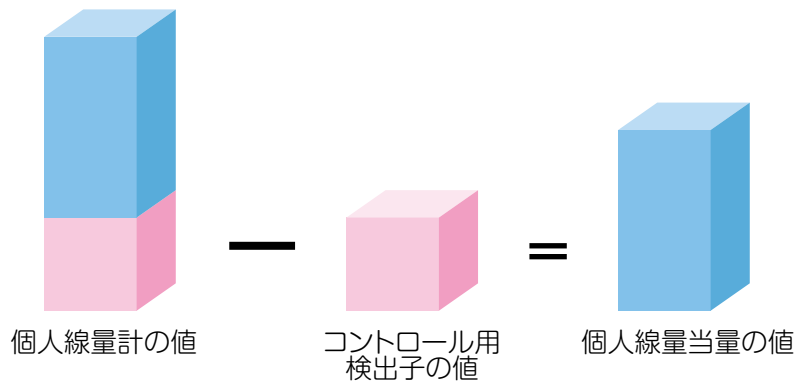


コントロール用線量計は、貴事業所におけるバックグラウンド（自然放射線）の値を差し引くためのものです。人工放射線の影響のない常温常湿の場所に保管してください。コントロール用線量計と測定依頼を受けた線量計を比較し（X線用ガラスバッジを除く）、線量を算定します。測定依頼をされる際は、必ずコントロール用線量計を同封してください。

測定依頼をされた際にコントロール用線量計がない場合、またはコントロール用線量計が異常な値を示した場合には、弊社保管のコントロール用線量計と比較し、線量を算定します。



- 「コントロール用線量計が異常な値を示した場合」とは、コントロール用線量計の通常得られる範囲の値を超えた場合をいいます。バックグラウンドの高い場所で、線量計をご使用された場合は、その旨ご連絡ください。



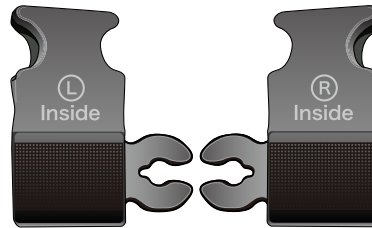
コントロール用線量計の個数は、お客様コード単位かお届け先単位で設定することができます。

DOSIRISの装着について

- DOSIRISの装着には、防護メガネに取り付ける方法とヘッドバンドを使用する方法の2種類があります。

防護メガネに取り付ける方法

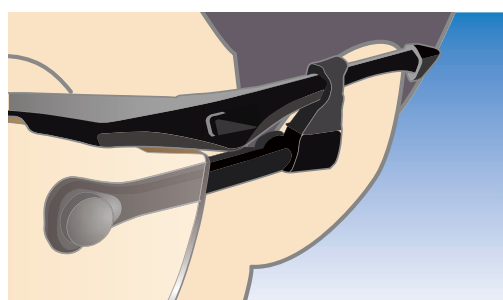
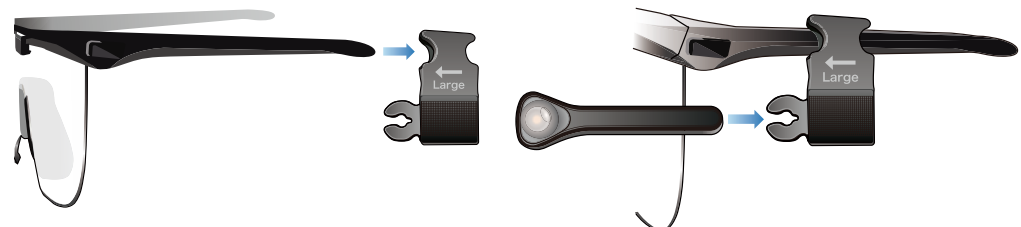
「防護メガネ取付部品」を用いてDOSIRISを放射線防護用メガネに直接取り付けます。左用・右用、さらにゴム部の穴のサイズに大・小があり、全4タイプを用意しています。



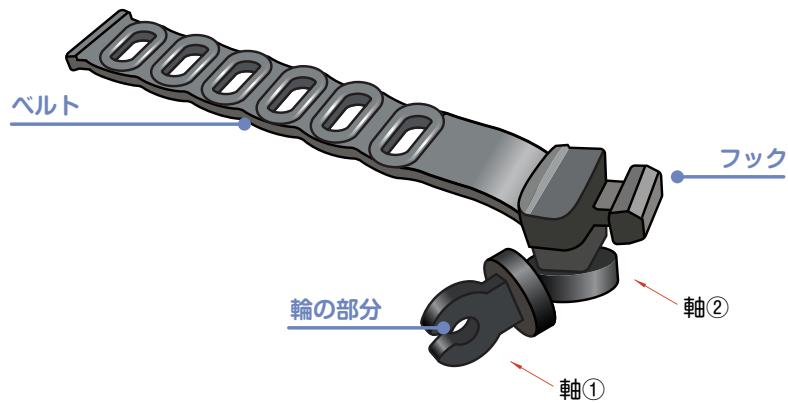
左用

右用

ゴム部の穴にメガネのテンプルを通し、輪の部分にDOSIRISを取り付けてください。「Inside」と表示がある方が内側（顔側）になります。



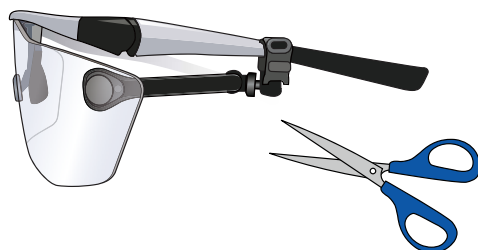
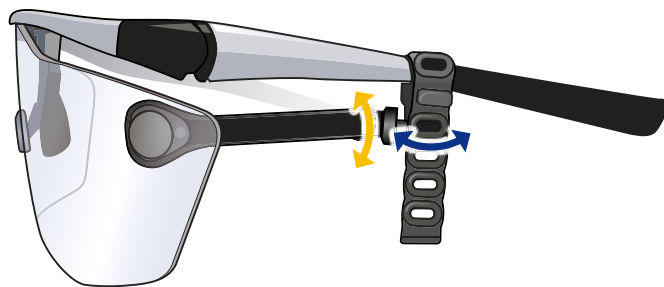
防護メガネ取付部品・2軸タイプ



輪の部分にDOSIRISを取り付けてください。防護メガネのテンプルにベルトを巻き付ける位置を決めます。(検出部が目尻にくるように調整してください。)位置が決まったらベルトの穴にフックを差し込みます。

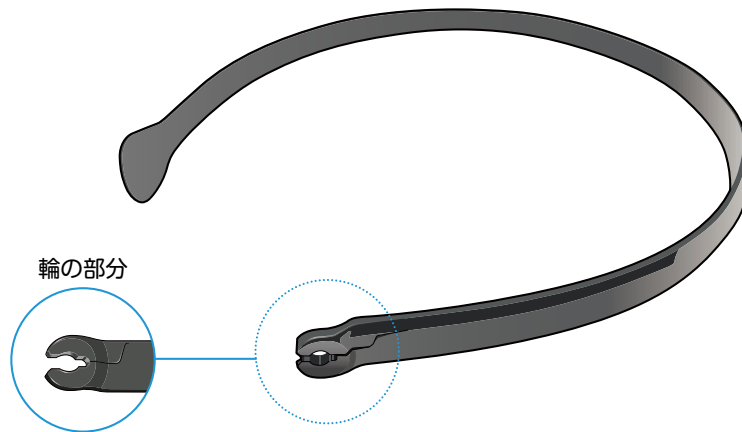


検出部が防護メガネの内側かつ目尻の位置にくるように2軸部分を使って垂直・水平方向に最終調整してください。

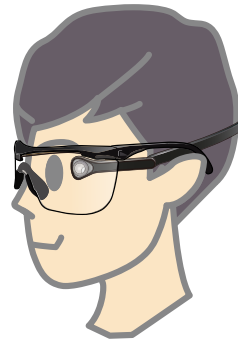


余ったベルトはハサミ等で切っていただいても構いません。

ヘッドバンドを使用する方法



輪の部分にDOSIRISを取り付け、ヘッドバンドを頭に着けて使用してください。



- DOSIRISを測定依頼する際は、防護メガネ取付部品またはヘッドバンドからDOSIRIS端部を取り外し、発送トレイに収納してください。



- 防護メガネ取付部品・ヘッドバンドは、返却せず、お客様のお手元にお持ちいただき、お使いください。

2

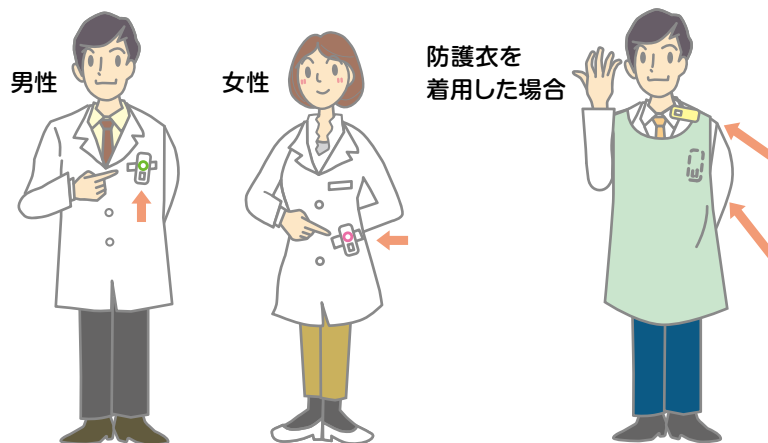
線量計取扱上のご注意

線量計取扱上のご注意を以下に説明します。

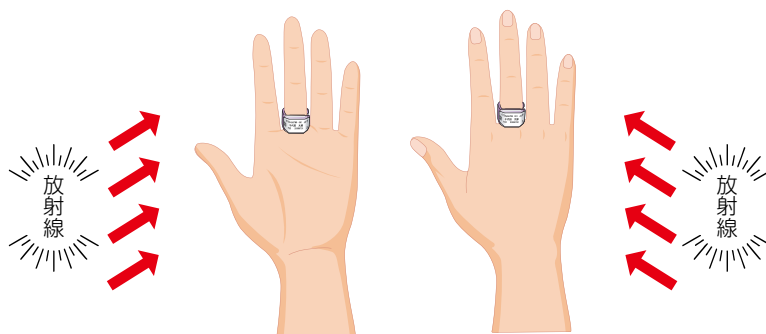
- ご自分のガラスバッジやガラスリングおよびDOSIRISであることをご確認ください。



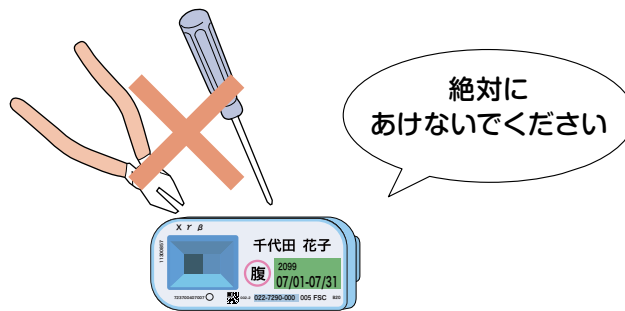
- 定められた部位に装着してください。
- 装着したガラスバッジの前面に筆記用具、硬貨などが無いことを確認してください。
- 装着したガラスバッジやガラスリングのラベルの向きが放射線を受ける側にあることを確認してください。



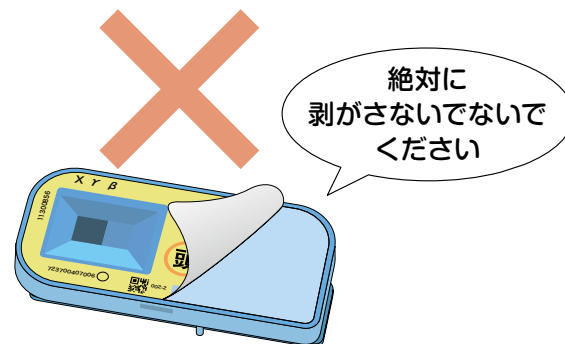
- ガラスリングは、放射線を手の甲側から受ける場合は手の甲側にラベルを向け、手の平側から受ける場合は手の平側にラベルを向けてください。



- ガラスバッジのビニール（シュリンク包装）は破らないでください。
- ガラスバッジやガラスリングの中身を絶対に取り出さないでください。



- ガラスバッジやガラスリングのラベルを汚さないでください。
- ガラスバッジやガラスリングのラベルを剥がさないでください。
- ガラスリングのラベルは熱湯に浸すと剥がれることがありますので、ご注意ください。



- ガラスバッジやガラスリングを汚染しないようにしてください。
- 汚染する恐れのある場所では、ガラスバッジをジーガード【収納袋（質量厚さ：16mg/cm²）】に入れてください。ジーガードを使用するときは線量計型式の変更をお願いします。（ジーガード 34頁参照）
線量計型式を変更されないまま測定の依頼をされますと、β線が過少に算出されることとなりますのでご注意ください。

ジーガード

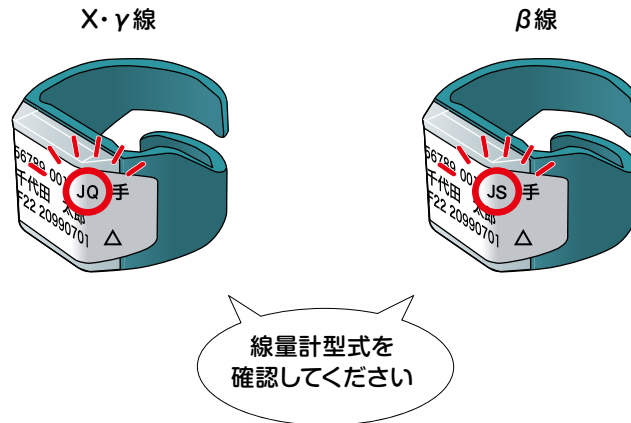


安全ピンタイプ

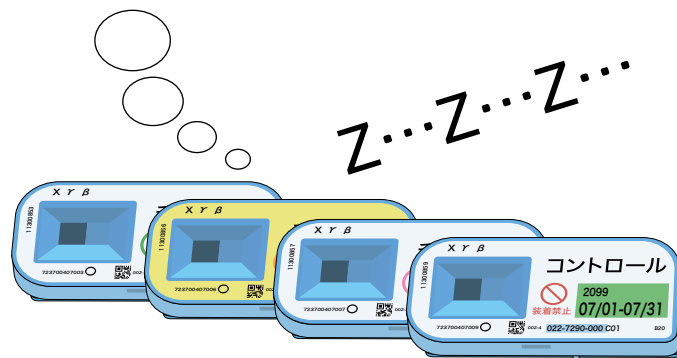


ポケットタグタイプ

- X・γ線用ガラスリングは、X・γ線を受ける可能性のある作業に従事するときにご使用ください。
このときラベルの線量計型式が「JQ」であることをご確認ください。
- β線用ガラスリングは、β線を受ける可能性のある作業に従事するときにご使用ください。
このときラベルの線量計型式が「JS」であることをご確認ください。



- 日々の放射線業務終了時には、あらかじめめだめた保管場所に線量計を保管してください。
(環境用ガラスバッジは、ご使用期間中は設定した場所に取り付けたままとしてください。)



- 個人用のガラスバッジを環境測定、実験などの他の目的にご使用することは避けしてください。
個人用のガラスバッジを環境用としてご使用されますと過少評価となります。環境用の測定には、環境用ガラスバッジ（線量計型式：「ES」「EN」）をご使用ください。
- 環境用のガラスバッジを個人用、実験などの他の目的にご使用することは避けしてください。環境用のガラスバッジを個人用としてご使用されますと過大評価となります。



● ガラスバッジには、X線用・広範囲用・中性子用など線量計の種類がいろいろあります。それぞれの作業環境にあったガラスバッジをご使用ください。

測定不能となる条件

お客様のご使用状況や線量計の状態によって、測定不能となる場合があります。次の場合は測定不能となり、測定値を求められないことがあります。

1

ご使用終了日から3ヵ月経過したとき
“E”（エラー）となります

2

線量計が破損したとき

3

線量計が汚染されているとき

4

保管中に線量計が放射線または他の物理/
化学的要因による影響を受けたと判断したとき

5

その他の要因により、測定不能が適切で
あると弊社が判断したとき



3

付 録

ここでは、Q&A、個人放射線被ばく線量測定サービス規約、環境線量測定サービス規約、用語解説を説明しています。

お客様からお問い合わせの多い質問と回答をまとめました。お役立てください。

●ガラスバッジ送付時のフィルム袋（ピロー包装）が破れて届いたとき

Q ピロー包装が破れた状態でガラスバッジが届きました。どうしたらよいでしょうか？

A ガラスバッジ・ガラスリング・DOSIRISの個数などに不足がないか、ご確認ください。不足があった場合は、輸送中に脱落した可能性があります。ガラスバッジ専用お問い合わせ番号または最寄りのガラスバッジ担当事務所へご連絡ください。

●ガラスバッジのビニール（シュリンク包装）について

Q ガラスバッジのビニール（シュリンク包装）が剥がれてしまいました。どうしたらよいでしょうか？

A そのままご使用いただいて問題ありません。

- もし、ご使用中にビニールが剥がれてしまったら…
セロハンテープなどで留めてください。
測定等に影響はございませんので、そのままご使用期間終了日までご使用ください。
- もし、ラベルが剥がれてしまったら…
ガラスバッジの平らな面にシールなどでお名前を貼り付けてご対応ください。
ガラスバッジには直接ご使用者名などを書き込まないでください。
(ラベルが剥がれてもご使用者様を特定し、測定・報告することは可能です。)

●装着部位を誤ったとき

Q ガラスバッジを間違った部位に装着してしまいました。どうしたらよいでしょうか？

A ガラスバッジに表示されているラベルの装着部位と異なる部位に装着した場合は、「測定依頼票」の通信欄に該当する方の「お客様コード」「整理番号」「お名前」と実際に装着した部位を明記してください。
ただし、装着部位によっては測定できないこともありますのでご了承ください。次回からは、ガラスバッジに表示されているラベルの装着部位を確認してご使用ください。

●交換日がずれたとき

Q 使用期間の終了日にガラスバッジの交換を忘れてしまいました。気がついた時点で交換したのですが、測定依頼はどうしたらよいでしょうか？

A 「測定依頼票」の通信欄に該当する方の「お客様コード」「整理番号」「お名前」と「実際に使用した期間」をご記入のうえ、測定依頼してください。次回測定依頼する際も該当する方の「お客様コード」「整理番号」「お名前」と「実際に使用した期間」を明記し、測定依頼してください。ガラスバッジとガラスリングをご使用のときは、ガラスリングの使用期間も同一にする必要があります。なお、年度累積を管理するため、毎年4月1日は、必ずガラスバッジを取り換えてください。年度をまたがり4月1日以降に延長してご使用になることは避けてください。

●回収が遅れたとき

Q 使用済み線量計の回収が遅れてしまいました。測定依頼すれば測定してもらえますか？

A 至急、測定依頼してください。ただし、使用終了日から3ヵ月を超過した線量計は測定不能「E」となりますので、ご了承ください。

●使用しなかったとき

Q 使用しなかったガラスバッジはどうしたらよいでしょうか？

A 使用しなかったガラスバッジについても、必ず返却してください。測定依頼されたガラスバッジは、お客様における報告書の要・不要により手続きが変わりますのでご注意ください。

- 報告書を必要とするとき
「線量計お届け者名簿」をガラスバッジWebサービスからダウンロードしていただき、該当者の欄に「未使用」と記入し測定依頼してください。測定情報コードを「ZA（未使用）」と表示して報告します。ただし、すでに中止または休止の処理依頼をされているとき、報告書の発行はいたしません。
- 報告書を必要としないとき
「線量計お届け者名簿」をガラスバッジWebサービスからダウンロードしていただき、該当者の欄に「1回休止」と記入し測定依頼してください。また、ガラスバッジWebサービスの「ご使用者の一括休止」にて、「1回休止」を直接入力いただくことができます。

●紛失したとき

Q ガラスバッジをなくしてしまいました。どうしたらよいでしょうか？

A 直ちに、ガラスバッジ専用お問い合わせ番号または最寄りのガラスバッジ担当事務所へご連絡ください。替わりのガラスバッジをご用意いたします。(有償)

Q 測定依頼票を紛失してしまったのですが、どうしたらよいでしょうか？

A 次回ご使用分の測定依頼票をコピーし、ご使用期間を実際に使用された期間に書き換えて、ご使用ください。

●紛失した線量計が発見されたとき

Q 紛失したガラスバッジが見つかりました。どうしたらよいでしょうか？

A 速やかに測定依頼してください。

●落としたとき

Q ガラスバッジを落としてしまいました。測定できますか？

A ガラスバッジは強度の衝撃を受けない限り大丈夫です。仮にひびがあったときでも測定可能です。

●ガラスバッジが壊れたとき

Q ガラスバッジが壊れてしまいました。どうしたらよいでしょうか？

A 直ちに、ガラスバッジ専用お問い合わせ番号または最寄りのガラスバッジ担当事務所へご連絡ください。替わりのガラスバッジをご用意いたします。紛失や破損された場合、有償となる場合があります。

●回収が一度にできないとき

Q 多数の放射線業務従事者がガラスバッジを使用しています。全員分を一度に回収することが難しく、分割して測定依頼をしています。最初に測定依頼をしたものにコントロール用線量計を同封すると、後で回収した分のコントロール用線量計はなくなってしまいます。どうしたらよいでしょうか？

A コントロール用線量計の個数を指定することができます。必要なコントロール用線量計の個数をお申し出ください。ただし、ご使用期間終了後、お送りしたコントロール用線量計はすべてご返却ください。

●線量計の返却をしなかったとき

Q ご使用期間終了日から3ヶ月が経過しても返却しなかった線量計の取扱いはどうなりますか？

A ご使用期間終了日より3ヶ月経過してもご返却がいただけない場合は、紛失されたものとみなし、個人放射線被ばく線量測定サービス規約第9条により、実費をご請求させていただきます。

Q 線量計の紛失・破損等により測定の結果が無い期間があります。どうしたらよいでしょうか？

A 過去の弊社測定値または算定値からお客様が個人線量を認定し、弊社で登録することが可能です。弊社指定の書式「個人線量登録申込書」を用いてガラスバッジ専用お問い合わせ番号または最寄りのガラスバッジ担当事務所へご連絡ください。

●「ガラスバッジご返却のお願い」の案内が届いたとき

Q 「ガラスバッジがお手元に残っていませんか」と記載されたお知らせが届きました。どうしたらよいでしょうか？

A お客様のお手元に線量計が残っていないか、ご確認ください。すでに返却している場合はお手数ですが、ガラスバッジ専用お問い合わせ番号または最寄りのガラスバッジ担当事務所へご連絡をお願いします。弊社で調査をいたします。

●汚染させたとき

Q ガラスバッジを汚染させてしまったのですが、どうしたらよいでしょうか？

A 直ちに、ガラスバッジ専用お問い合わせ番号または最寄りのガラスバッジ担当事務所へご連絡ください。替わりのガラスバッジをご用意いたします。汚染したガラスバッジは、基本的に新しいガラスバッジと交換となります。(有償となる場合があります)
汚染したガラスバッジは、測定依頼票の通信欄に該当する方の「お客様コード」「整理番号」「お名前」と汚染した旨を明記のうえ、完全に除染してから測定依頼してください。管理区域から持ち出せる基準値以下に除染できないときは、法令に従った処分をしてください。
ガラスバッジを汚染しやすい場所で使用するときは、ガラスバッジをジーカード(収納袋)に入れてご使用ください。

●洗濯したとき

Q ガラスバッジを洗濯してしまったのですが、測定できますか？

A 状況によっては、ガラスバッジを交換する必要があります。直ちに最寄りのガラスバッジ担当地区へご連絡ください。
濡れたガラスバッジは布でふき取り自然乾燥してください。人工的な加熱、乾燥は避けてください。
測定依頼されるときは、測定依頼票の通信欄に該当する方の「お客様コード」「整理番号」「お名前」と洗濯した旨を明記してください。なお、状況によっては測定不能となることがあります。

●報告書について

Q 報告書と管理票の違いは何ですか？

A 報告書は、ご使用された線量計の測定・算定結果の報告で、測定毎にお届けします。管理票は、法令で定められた項目を網羅しており、測定・算定結果を四半期毎にとりまとめて報告しています。（ただし、1月管理を申告した女性、あるいは1月に1.7mSvを超える被ばくがあった女性については、それ以降1月毎に管理票を出力いたします。）管理票は、記録用として大切に保管しておく必要があります。（「16頁 報告書の見方」を参照してください。）

Q 報告書を紛失してしまいました。再発行は可能ですか？

A 再発行いたします。お客様コード、使用期間、ご使用者名をガラスバッジ専用お問い合わせ番号または最寄りのガラスバッジ担当事務所へご連絡ください。ただし、使用期間終了日から12ヵ月以内に限りです。（有償）再発行する「報告書」は、作成時点の内容を基に作成いたします。報告書を紛失された後に線量計の測定を依頼されていたときは、その線量計の測定値や個人線量が加算され、先にお届けした報告書の内容と異なる場合がありますので、ご了承ください。

Q 報告書の5年ブロック管理は、いつからの5年間を設定しているのでしょうか？

A RI規制法および医療法には、5年ブロック管理は「平成13年4月1日を始期とする」と明記されています。弊社の報告書は、これに従い5年間を設定しています。
電離則の基発第253号には、「事業者が事業場ごとに定める日を始期とする5年間として差し支えない」と明記されています。これにより弊社の報告書は、電離則上においても問題なく記録保管していただけます。

Q 報告書の線量が検出限界未満（X）となっていますが、この値が積み積みでも影響はないですか。また、検出限界未満の回数を報告しているのはなぜですか？

A 放射線業務に従事された方の測定結果が検出限界未満となる状況が継続できることは、その施設の放射線防護体系が非常に良い状態で機能している証であり、放射線管理として理想的な状態です。
 検出限界未満の報告は、個人線量が「ゼロ」であったとは限りませんが、あったとしても検出できない低いレベルであり問題ありません。
 法律等では年限度として、個人線量の限度が設定されていますが、これは従事者の生涯線量が一定レベル以下に保たれたことを合理的に担保する手法ともいえます。
 従って、弊社の報告書などでは、年間の線量だけでなく累積値の一部として検出限界未満の回数を報告しています。
 理想的な放射線管理の目安となる検出限界未満「X」の報告が継続されることを確認いただき、放射線業務に従事される方も、またその施設の放射線管理を行う立場の方も、安心して仕事に就いていただければ幸いです。

Q 個人用報告書で、1ヵ月の使用期間の線量は検出限界未満（X）となっているのに、1ヵ月計は（0.0）となっています。なぜですか？

A 累積値の計算のときは、検出限界未満（X）を0.0として計算しています。

Q 実効線量が今まで（X）だったのに、今回は（0.2）と報告されました。大丈夫でしょうか？

A 累積値が0.2mSvならば、法令上の実効線量の線量限度と比較して特に問題ありません。
 ただし、従来と同じ業務で今回のみ有意線量が報告されたときは、放射線管理上の問題が発生している可能性がありますので、作業状況や施設の調査・確認をおすすめします。

Q 中止の依頼をしたのにガラスバッジが送られてきたり、名義変更の依頼をしたのに前の人の名前でガラスバッジが送られてきたりする。また、追加をしたガラスバッジが送付されてこない。

A お客様からご使用者の変更連絡をいただいた時期が、弊社が設定するメンテナンス締め切り日以降になった場合には、ご質問のような状態になります。中止依頼をいただいたガラスバッジはご使用にならず、他のガラスバッジと一緒にご返却願います。報告書は出力されません。
 名義変更の依頼をしたにも関わらず、以前の人の名前で送付されたガラスバッジは、そのまま新しい方がご使用ください。
 追加分については別便にて発送しておりますので、しばらくお待ちください。

Q 胸に装着したガラスバッジを測定依頼した後で、頭頸部に装着するガラスバッジを別便で測定依頼しました。後日、取り消しの報告書が送付されてきたのはなぜですか？

A 1人のご使用者が複数の線量計を装着しており、装着している線量計を別々の時期に測定依頼した場合には、このように取り消しの報告書が出力されます。この場合、胸に装着した線量計を先に測定依頼されていますので、胸のみの測定結果報告書が送付されます。その後、頭頸部に装着した線量計を測定依頼されたので、先に送付した胸のみの測定結果の取り消し報告書と、頭頸部と胸に装着した線量計をあらためて算定した測定結果報告書が同時に送付されます。

●個人情報保護について

Q 個人情報保護について、千代田テクノルではどのような対応を取っていますか？

A 弊社では、情報セキュリティの確保および個人情報の管理を重要課題の一つであると考え、情報セキュリティシステムを構築・運用し個人情報を含めて情報資産の保護を行っています。弊社の情報セキュリティ基本方針につきましては、弊社ホームページでご覧いただくことができます。
(<https://www.c-technol.co.jp/>)

2

個人放射線被ばく線量測定サービス規約

個人放射線被ばく線量測定サービス規約

株式会社千代田テクノルは、人が受けた放射線の量を測定することの社会的な重要性を認識し、ご利用いただく皆様方と円滑な個人放射線被ばく線量測定サービスが行われますよう、ここに規約を定めます。

(規約の適用)

第1条

株式会社千代田テクノル（以下、会社といいます。）が行う個人放射線被ばく線量測定サービスは、この規約の定めるところによるものとします。

2. 会社は、前項にかかわらずこの規約の主旨、および法令に反しない範囲で特別契約に応じることができません。

(お申込者・ご使用者・ご契約)

第2条

お申込者（法人にあつては、代表者として。以下、同様。）とは、本規約を承認のうえ会社に個人放射線被ばく線量測定サービスのお申込みをされ、そのお申込みを会社が承諾した方をいいます。

2. ご使用者とは、お申込者が個人線量計の使用を認めた方であつて、ご使用者の一切の行為について、お申込者が責任をもつものとします。
3. ご契約は、お申込みの登録をもって始まり、お申込みの契約期間終了日に終了します。

(個人放射線被ばく線量測定サービス)

第3条

個人放射線被ばく線量測定サービスは、会社が供給した線量計を、ご使用者が一定期間使用し、この間に線量計の受けた放射線の量から、会社が測定値などを求め、ご報告することを基本とします。

2. 会社の個人放射線被ばく線量測定サービスに関する責任は、申込開始日に始まり申込期間の最終日に終了します。ただし、線量計の測定とご報告については、申込期間内における最終の使用期間の報告書を会社が発送した時点、または申込期間の最終日から3月経過した時点のいずれか早い時点で終了します。
3. 責任期間内において、予定使用期間終了後3月以内に測定のご依頼を受けなかった線量計については、当該使用期間の最終日から3月経過した時点で、紛失または破損したものとみなし、当該線量計に係わる測定とご報告の責任は終了します。
4. 個人放射線被ばく線量測定サービスは、次の各号の組み合わせをもって構成します。ただし、使用する線量計は、会社が個人放射線被ばく線量測定サービス用として認めた線量計とします。
 - (1) 線量計の供給
 - (2) 線量計の測定と測定値（1 cm線量当量、70 μm線量当量、眼の水晶体用線量計にあつては3 mm線量当量）の算出と報告
 - (3) 個人線量（実効線量、等価線量）の算定と報告
5. 会社は、お申込みの内容に基づき、線量計を供給することを基本とします。
6. 会社は、測定のご依頼を受けた線量計を次の各号を基準として速やかに測定・ご報告するものとします。
 - (1) 測定の技術基準は、関係する日本産業規格または会社の規格に基づきます。
 - (2) 測定は、ご使用者が会社の提示した取扱説明書などに従って正しく線量計をご使用になったものとして行います。ただし、測定する前に使用条件などのご連絡を会社が受け、認めた場合はそれに依つて測定いたします。
 - (3) 測定の結果は、速やかにご報告するものとします。
7. 継続のお申込みは、申込期間の最終日の1月前までに別段のお申し出がない場合には、継続申込が成立したものとします。以後、これを繰り返します。
8. お申込者は、申込期間中であつても正当な事由により個人放射線被ばく線量測定サービスの必要がなくなったときは、1月の予告期間において個人放射線被ばく線量測定サービスの一部または全部を解約することができます。

(個人放射線被ばく線量測定サービスのお申込み)**第4条**

個人放射線被ばく線量測定サービスのお申込みは、会社が指定する申込書によるものとします。

2. 会社は、申込書を受理した時点で次の各号の内容に不明確な部分がある場合には、確認させていただくことがあります。
- (1) お申込者の氏名および事業所名並びに所在地
- (2) 個人放射線被ばく線量測定サービスの申込開始日および申込期間
- (3) 使用する線量計の名称・人数・単位・使用期間
- (4) ご使用者の氏名・性別・生年月日・職種・線量計の装着部位
- (5) その他、会社が必要と認めた事項

(個人情報の保護)**第5条**

「個人情報」とは、第4条2項のお申込者から入手した情報および付随する測定データをいいます。

2. お申込者は、会社が保有する個人情報をお申込者への個人放射線被ばく線量測定サービスの範囲内で使用することに同意するものとします。なお、前項に定める個人情報を会社が保有・使用することについて、お申込者とご使用者の間で同意が得られているものとします。
3. 会社は、お申込者からの指示による場合、またはあらかじめお申込者から了承を得ている場合を除き、個人情報を第三者に提供または開示はいたしません。
4. 会社は、個人情報保護に関する法令を遵守します。

(遵守事項)**第6条**

お申込者は、次の各号に示す事項を遵守するものとします。

- (1) お申込みの内容に変更が生じた場合は、速やかに会社へご連絡いただくこと。
- (2) ご使用者に対して取扱説明書などに従い、線量計を正しく取り扱いができるようにご指導をいただくこと。
- (3) ご使用者に対して線量計の使用期間を守るようにご指導をいただくこと。
- (4) 使用期間の終了した線量計をご使用者から速やかに回収し、会社へ測定依頼していただくこと。
- (5) その他、会社が個人放射線被ばく線量測定サービスを適正または円滑に行うために、お願いした事項について守っていただくこと。

(個人線量の評価・認定)**第7条**

会社の報告した個人線量が、作業内容および作業環境などに照らし合わせて適切であるか否かの評価およびご使用者が受けた放射線の量としての認定は、お申込者が行うものとします。

2. 会社の報告した個人線量に対して、別段のお申し出のない場合は、お申込者が会社の報告した個人線量をご使用者が受けた放射線の量として認定したものとします。
3. お申込者が、会社の報告した内容と異なる個人線量を認定した場合は、その内容を速やかに会社に通知するものとします。

(コンピュータシステムへの登録)**第8条**

お申込者は、お申込みの内容および測定の結果など個人放射線被ばく線量測定サービスに必要な事項を、会社が保有する個人放射線被ばく線量測定サービスのコンピュータシステムに登録し、会社が個人放射線被ばく線量測定サービスの範囲内で使用することに同意するものとします。

(弁済義務)**第9条**

お申込者は、会社から貸与を受けた物品が紛失・破損などによって使用できない状況に陥った場合には、その代替物品または代価をもって弁済する義務を負います。

(統計資料の公表)**第10条**

お申込者は、会社が個人線量を統計処理し、公表することに同意するものとします。ただし、公表する内容からは、お申込者およびご使用者の名称など特定できる情報は一切除きます。

(機密の保持)**第11条**

お申込者および会社は、個人放射線被ばく線量測定サービスによって知り得た相手方の機密に関

する情報を申込期間のみならずその終了後も第三者に公開することができません。

(取扱説明書などの変更通知)

第12条

会社は、会社が定めた取扱説明書などを変更したときは、その内容または概要をお申込者に対し遅滞なくご通知いたします。

(著作権)

第13条

会社は、個人放射線被ばく線量測定サービス上お申込者に対して提供したものについて、著作権を有します。

(測定料金の支払)

第14条

お申込者は、個人放射線被ばく線量測定サービスのお申込みと同時に、申込期間に相当する測定料金を会社に対してお支払いいただくことを基本とします。

2. 次の各号に該当する線量計がある場合においても測定料金は申し受けます。

- (1) お申込者またはご使用者の都合によって任意に使用しなかった線量計
- (2) お申込者またはご使用者に起因する理由によって測定値または個人線量を求めることができない線量計

(お申込みのお断り、ご契約の解除とサービスの停止)

第15条

会社は、次の各号に該当すると想定されるような場合には、お申込みをお断りすることがございます。

- (1) お申込みがこの規約によらないと判断された場合
 - (2) お申込みに関し、特別な負担を求められた場合
 - (3) 個人放射線被ばく線量測定サービスの処理能力に余裕のない場合
 - (4) 天災・施設の故障、その他やむを得ない事由により個人放射線被ばく線量測定サービスが履行できない場合
2. 会社は、お引き受けした申込期間中といえども、次の各号に該当する場合はご通知のうえ、お申込みを解除することがあります。
- (1) 第4条第2項第1号から第5号に対する確認が得られない場合
 - (2) 第14条の測定料金のお支払いを請求し、そのお支払いがいただけない場合
 - (3) 前項のいずれかに該当することとなった場合
3. 会社は、お引き受けした申込期間中といえども、第1項第4号に該当することとなった場合は、事前の通知および承諾なしに個人放射線被ばく線量測定サービスを停止することがあります。

(無効とする測定値または個人線量)

第16条

会社がお申込者にご報告した測定値または個人線量といえども、次の各号に該当する場合には無効とします。

- (1) お申込者が認定しなかった個人線量
- (2) ご使用者の名義変更などによって取り消した測定値および個人線量
- (3) 第15条第2項に該当することとなった線量計の測定値および個人線量
- (4) その他のやむを得ない事由によって会社が取り消した測定値および個人線量

(管轄裁判所)

第17条

お申込者と会社との間に生じた紛争は、誠意をもって解決をはかることとします。しかし、万一訴訟などを必要とする場合、会社の本社を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(規約の変更)

第18条

本規約の変更について、会社から変更内容をお申込者にご通知した後、線量計をご使用された場合には、変更事項を承認されたものとします。

(その他)

第19条

お申込者は、アフターサービスなど会社が無償で行うサービス行為を要求することはできません。

2023.01 改訂

環境線量測定サービス規約

3

環境線量測定サービス規約

株式会社千代田テクノルは、環境放射線の量を測定することの社会的重要性を認識し、ご利用いただく皆様方と円滑な環境線量測定サービスが行われますよう、ここに規約を定めます。

(規約の適用)

第1条

株式会社千代田テクノル（以下、会社といたします。）が行う環境線量測定サービスは、この規約の定めるところによるものとします。

2. 会社は、前項にかかわらずこの規約の主旨、および法令に反しない範囲で特別契約に応じることができます。

(お申込者・ご契約)

第2条

お申込者（法人にあつては、代表者とします。以下同様。）とは、本規約を承認のうえ会社に環境線量測定サービスのお申込みをされ、そのお申込みを会社が承諾した方をいいます。

2. ご契約は、お申込みの登録をもって始まり、お申込みの契約期間終了日に終了します。

(環境線量測定サービス)

第3条

環境線量測定サービスは、会社が供給した環境線量を測定する線量計を、お申込者が所定の場所に一定期間取付け、この間に線量計の受けた放射線の量から、会社が測定値などを求め、ご報告することを基本とします。

2. 会社の環境線量測定サービスに関する責任は、申込開始日に始まり申込期間の最終日に終了します。ただし、線量計の測定とご報告については、申込期間内における最終の使用期間の報告書を会社が発送した時点、または申込期間の最終日から3月経過した時点のいずれか早い時点で終了します。
3. 責任期間内において、予定使用期間終了後3月以内に測定のご依頼を受けなかった線量計については、当該使用期間の最終日から3月経過した時点で、紛失または破損したものとみなし、当該線量計に係わる測定とご報告の責任は終了します。
4. 環境線量測定サービスは、次の各号の組み合わせをもって構成します。ただし、使用する線量計は、会社が環境線量測定サービス用として認めた線量計とします。
 - (1) 線量計の供給
 - (2) 線量計の測定と測定値（1cm線量当量、70 μ m線量当量）の算出と報告
5. 会社は、お申込みの内容に基づき、線量計を供給することを基本とします。
6. 会社は、測定のご依頼を受けた線量計を次の各号を基準として速やかに測定・ご報告するものとします。
 - (1) 測定の技術基準は、関係する日本産業規格または会社の規格に基づきます。
 - (2) 測定は、お申込者が会社の提示した取扱説明書などに従って正しく線量計をご使用になったものとして行います。ただし、測定する前に使用条件などのご連絡を会社が受け、認めた場合はそれに依りて測定いたします。
 - (3) 測定の結果は、速やかにご報告するものとします。
7. 継続のお申込みは、申込期間の最終日の1月前までに別段のお申し出がない場合には、継続申込が成立したものとします。以後、これを繰り返します。
8. お申込者は、申込期間中であっても正当な事由により環境線量測定サービスの必要がなくなったときは、1月の予告期間において環境線量測定サービスの一部または全部を解約することができます。

(環境線量測定サービスのお申込み)

第4条

環境線量測定サービスのお申込みは、会社が指定する申込書によるものとします。

2. 会社は、申込書を受理した時点で次の各号の内容に不明確な部分がある場合には、確認させていただくことがあります。
 - (1) お申込者の氏名および事業所名並びに所在地
 - (2) 環境線量測定サービスの申込開始日および申込期間

- (3) ご使用する線量計の名称・個数・単位・使用期間
- (4) その他会社が必要と認めた事項

(遵守事項)

第5条

お申込者は、次の各号に示す事項を遵守するものとします。

- (1) お申込みの内容に変更が生じた場合は、速やかに会社へご連絡いただくこと。
- (2) 取扱説明書などに従い、線量計を正しくご使用いただくこと。
- (3) 使用期間の終了した線量計は、速やかに回収し、会社へ測定依頼していただくこと。
- (4) その他、会社が環境線量測定サービスを適正または円滑に行うために、お願いした事項について守っていただくこと。

(線量の評価・認定)

第6条

会社の報告した線量が、屋内環境の状況、線源の使用状況などに照らし合わせて適切であるか否かの評価および線量の認定は、お申込者が行うものとします。

2. 会社の報告した線量に対して、別段のお申し出のない場合は、お申込者が会社の報告した線量を認定したものとします。
3. お申込者が、会社の報告した内容と異なる線量を認定した場合は、その内容を速やかに会社に通知するものとします。

(コンピュータシステムへの登録)

第7条

お申込者は、お申込みの内容および測定の結果など環境線量測定サービスに必要な事項を、会社が保有する環境線量測定サービスのコンピュータシステムに登録し、会社が環境線量測定サービスの範囲内で使用することに同意するものとします。

(弁済義務)

第8条

お申込者は、会社から貸与を受けた物品が紛失・破損などによって使用できない状況に陥った場合には、その代替物品または代価をもって弁済する義務を負います。

(機密の保持)

第9条

お申込者および会社は、環境線量測定サービスによって知り得た相手方の機密に関する情報を申込期間のみならずその終了後も第三者に公開することができません。

(取扱説明書などの変更通知)

第10条

会社は、会社が定めた取扱説明書などを変更したときは、その内容または概要を、お申込者に対し遅滞なくご通知いたします。

(著作権)

第11条

会社は、環境線量測定サービス上お申込者に対して提供したものについて、著作権を有します。

(測定料金の支払)

第12条

お申込者は、環境線量測定サービスのお申込みと同時に、申込期間に相当する測定料金を会社に対してお支払いいただくことを基本とします。

2. 次の各号に該当する線量計がある場合においても測定料金は申し受けます。
 - (1) お申込者の都合によって任意に使用しなかった線量計
 - (2) お申込者に起因する理由によって測定値または線量を求めることができない線量計

(お申込みのお断り、契約の解除とサービスの停止)

第13条

会社は、次の各号に該当すると想定されるような場合には、お申込みをお断りすることがございます。

- (1) お申込みがこの規約によらないと判断された場合
- (2) お申込みに関し、特別な負担を求められた場合

- (3) 環境線量測定サービスの処理能力に余裕のない場合
 - (4) 天災・施設の故障、その他やむを得ない事由により環境線量測定サービスが履行できない場合
2. 会社は、お引き受けした申込期間中といえども、次の各号に該当する場合はご通知のうえ、お申込みを解除することがあります。
- (1) 第4条第2項第1号から第4号に対する確認が得られない場合
 - (2) 第12条の測定料金のお支払いを請求し、そのお支払いがいただけない場合
 - (3) 前項のいずれかに該当することとなった場合
3. 会社は、お引き受けした申込期間中といえども、第1項第4号に該当することとなった場合は、事前の通知および承諾なしに環境線量測定サービスを停止することがあります。

(無効とする測定値または線量)

第14条

会社がお申込者にご報告した測定値または線量といえども、次の各号に該当する場合は無効とします。

- (1) お申込者が認定しなかった線量
- (2) 第13条第2項および第3項に該当することとなった線量計の測定値および線量
- (3) その他やむを得ない事由によって会社に取り消した測定値および線量

(管轄裁判所)

第15条

お申込者と会社との間に生じた紛争は、誠意をもって解決をはかることとします。しかし、万一訴訟などを必要とする場合、会社の本社を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(規約の変更)

第16条

本規約の変更について、会社から変更内容をお申込者にご通知した後、線量計をご使用された場合には、変更事項を承認されたものとします。

(その他)

第17条

お申込者は、アフターサービスなど会社が無償で行うサービス行為を要求することはできません。

2023.01 改訂



CHIYODA TECHNOL CORPORATION